

令和6年2月犬山市議会定例議会会議録

第6号 3月8日（金曜日）

◎議事日程 第6号 令和6年3月8日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局兼議事課長	新原達也君	議事課長補佐	大鹿真君
主査補	高橋万祐子君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木衛君
都市整備部長	森川圭二君	都市整備部次長	丸井良修君
経済環境部長	中村達司君	教育部長	長谷川敦君
子ども・子育て監	小幡千尋君	消防長	大澤満君
企画広報課長	古田隆行君	経営改善課長	兼松光春君
総務課長	舟橋正人君	地域協働課長	中村亘君
防災交通課長	伊藤修君	市民課長	吉田高弘君
福祉課長	山本直美君	福祉課主幹	奥谷雪江君

高齢者支援課長	前 田 敦 君	保険年金課長	舟 橋 きよみ 君
健康推進課長	西 村 岳 之 君	都市計画課長	高 木 誠 太 君
都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君	整備課長	高 橋 秀 成 君
土木管理課長	吉 田 昌 義 君	下水道課長	梅 村 幸 男 君
観光課長	小 池 信 和 君	学校教育課長	大 黒 澄 子 君
学校教育課主幹	高 木 順 二 君	子ども未来課長	上 原 眞由美 君
子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君	子ども未来課主幹	中 村 美 和 君
文化スポーツ課長	坂 野 隆 幸 君	歴史まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君
消防総務課長	村 山 弘 泰 君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議員各位に申し上げます。12番、岡村千里議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 皆さん、おはようございます。12番、日本共産党犬山市議団、岡村千里でございます。今回通告いたしました5件の一般質問を行います。当局におかれましては、市民の皆さんの願いを十分に受け止めて、前向きな答弁を願うものです。

また、資料を用意いたしましたので、随時ご覧いただきたいと思います。

では、1件目、子育て支援の充実についてです。

要旨1、「こども家庭庁」創設による市の子育て支援への影響について。

令和5年4月に、こども家庭庁が創設されました。こども家庭庁は、「こどもがまんなかの社会を実現するために、子どもの視点に立って意見を聞き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守るための子ども施策に強力なリーダーシップを持って取り組みます。」と、非常にいいことが書かれております。

令和5年12月に、こども基本法に基づきまして、こども大綱、そして、こども未来戦略が定められました。これらに基づいて市町村こども計画を定めるように努めるとされております。

これまで犬山市で積み上げられてきたこの子育て施策との関わりがどうなるのか気になるところであります。

資料の1をご覧ください。これはこども家庭庁の資料からですが、非常に多岐にわたっているいろんなことをやるよということが書いてあります。ですが、これを一つ一つ

どのように進めていくのかが問題であると考えます。

この図の右側のちょっと下のところに「こども誰でも通園制度」と書かれてあります。働いてなくても時間単位で通えると、非常に便利だなというふうに書いてありますけれども、実はこれ保育関係者の中で非常に問題視されている施策です。対象はゼロ歳から2歳のお子さんで、保護者の就労に関わりなく利用できるという点はいいいんですけれども、自由な利用と定期利用とありまして、自由利用では1時間単位で、全国どこへでも利用できるっていうものなんです。

本当に保育士不足の中、子どもの育ちを本当に考えているのか、また、一時保育との区別が不明瞭などと言われております。ですけれども、これ2026年から全国で実施の予定とされております。

そこで質問いたします。

これまで、犬山市が取り組んできた、妊娠期から幼児期と切れ目のない子育て支援、子育て世代包括支援センターを作りましたけれども、そういったことや、幼保・小への継続した支援などの取組を作ってきましたけれども、これが今後どうなるのか。

2点目といたしまして、こども家庭庁の創設によって、子育て支援全体にどのような影響があるのか。

それから、3点目といたしまして、この未来戦略の中に掲げられている「こども誰でも通園制度」については、どのように考えるのか。

以上、3点、お示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

こども家庭庁は、厚生労働省や内閣府などで行ってきた子どもに関する施策を一元化し、全ての子どもの最善の利益を優先し、各施策を進めていくことを目的として、令和5年4月1日に創設されました。

当市においても、児童福祉法の改正により、令和6年4月より、こども家庭センターの設置が努力義務とされたことを受け、機構改革により、妊娠期を含む子ども施策に関する業務の一元化を図るため、子ども未来課の所属部局を教育部から健康福祉部に移管し、新たにスタートすることといたしました。

ご質問の母子保健機能としての相談窓口である子育て世代包括支援センターは、令和6年4月より、児童福祉機能である子ども未来課の子ども家庭総合支援拠点とともに、双方の役割を維持しながら、犬山市こども家庭センターとして、健康福祉部に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援などの充実を図っていきます。

また、幼稚園、保育園、小学校への継続した支援につきましては、来年度以降も小中学校を所管する教育部と連携を取りながら、引き続き変わらず支援を進めてまいります。

次に、こども未来戦略に示された「こども誰でも通園制度」は、全ての子育て家庭のゼロ歳児から2歳児児童を対象とした、1か月、一定時間内の利用可能時間枠の中で、就労の要

件を問わず、柔軟に保育所が利用できる制度です。

国は2026年度より全国の自治体において実施できるよう、制度化に向けて検討されていくとしておりますが、現行制度の一時保育との区別、保育士の確保や児童受け入れのための環境整備等、課題もあります。

現時点では、近隣自治体と情報共有しながら、国の動向に注視していきたいと考えております。

こども家庭庁の創設により、国の所管が変更となりましたが、その影響は、事業自体の後退ではなく、社会全体で全ての子ども・子育て世帯を支援していくための各施策に関する機能の充実や拡大、強化といったものであると認識しております。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。犬山市こども家庭センターは作るということですが、施策としてはこれまでどおり続けていくということですので、そういった点で理解をいたしました。

先ほどのこども誰でも通園制度については、まだしっかりとしたスキームだとかが示されていないというようなことですので、またこれについては慎重な検討を進めていただきたいと思います。

では、要旨の2、保育士の配置基準の改善についてであります。

全国的な保育運動などで、国会が70数年ぶりに保育士の配置基準の改善に踏み切りました。各年代あるんですけれども、改正されるのは4歳・5歳児の30対1から25対1であります。犬山市では、国基準よりも若干いい基準で来ていますけれども、そこで質問をいたします。

犬山市は、この配置基準の改善を行っていくのか、4歳・5歳児の配置基準や、また他の年齢についてはどうするのか、お示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

保育士の配置基準については、国において令和6年度から一定の期間、経過措置を設けつつ、4・5歳児の配置基準を30対1から25対1、3歳児については20対1から15対1に改正を行うこととしております。この改正により、1クラス当たりの園児数が減ることで、子どもと保育士がゆったりと関わるができるようになり、保育環境としてよいことだと考えます。

現在、当市の配置基準は、5歳児28対1、4歳児26対1、3歳児18対1となっており、今後新しい国の配置基準に合わせ、改正が必要であると認識しています。

国の基準を当市の現行配置に当てはめると、特に3歳児クラスの人数が18人から15人と3人少なくなり、第1希望から第3希望の園にも入園できず、自宅から離れた園に通っていただくお子さんが多くなることが想定されます。

3歳児になると、希望する園での受入れができるよう、クラス数を増やすためには、保育士と保育室双方の確保も必要となります。

また、各年齢の配置基準の改正により、在園しているお子さんが進級し、学年が変わるタイミングで転園となることは避けたいと考えています。

このような状況から、配置基準の改正については、保育士と保育室の数、在園児の状況などを踏まえ、今後2年から3年の間に改正できるよう検討を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） これから二、三年と時間をかけて改善していくということですので、これには期待をいたします。

次、2件目、介護制度の充実についてです。

要旨の1、本人または家族が困難な状況にある場合の対応について。

最近、ひとり暮らしや、親戚の方が近くにない、あるいは子どもさんが様々な重い病気など困難なケースが増えてきております。介護に関わることについては、訪問していただいたりなんかしてできるんですけども、個人的な用事などは、本来家族がするんですけども、それができないために、知り合いの方などの好意によったり、様々なケースがあるようであります。

そこで質問をいたします。

犬山市内の困難を抱える、そういった事例の件数等の状況はどうなっているのか。また、どのように対応しているのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

初めに、この答弁における困難事例は、お尋ねの趣旨に鑑み、市と高齢者あんしん相談センターのみでは解決が困難な事例とさせていただきます。

困難事例の現状から申し上げますと、令和5年度は1月末現在で、市と高齢者安心相談センターに寄せられた相談が延べ8,988件で、そのうち約11%に当たる997件が困難事例となっています。

その主な内容は、議員が示されたとおり、身寄りのないひとり暮らし高齢者の支援、同居家族の援助がない虚弱な高齢者の支援のほか、この議会でもご質問いただいた虐待の対応や、8050世帯の支援などが挙げられます。

その中でも特に困難と感じているのは、8050世帯への支援で、実際に重度の認知症の親と障害などのため就労することなく、社会的に孤立している子どもへの支援、寝たきり、あるいは重度の認知症の親と精神疾患の子どもへの支援、生活困窮の親と病気により終末期を迎える子どもへの支援などを行ってきました。

このような困難事例の対応に際しては、冒頭に申し上げたとおり、当市のみでは解決できませんので、警察署や保健所など、市以外の各種機関はもとより、民生委員や地域住民、医療機関や介護保険サービス事業所、新聞店や宅配業者など、フォーマル、インフォーマル問わず、様々な方面と連携、協力しながら支援を行っています。

この連携の中では、市と高齢者あんしん相談センターに配属された保健師、社会福祉士、

ケアマネジャーに加え、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、栄養士など、様々な職種がその専門的な立場から意見を持ち寄り、課題の洗い出しと、その対応策を検討しているところ です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。非常に深刻な状況であるなということが分かりました。虐待の問題ですとか、あと8050世帯、そういったことについて、人的な、そういった支援強化も必要ですけれども、やっぱりいろいろな会議、そしてケースに対するどういう対応していくのかという、そういった会議をきちんと持って対応していったほしいなというふうに思っております。

では次に、要旨の2、富山型デイサービスのすすめです。

今年の2月に、会派で富山市に行って、富山市役所で富山型デイサービスについて説明を聞いた後に、「このゆびと一まれ」っていう変わった、これ施設名なんですけれども、そういった施設を訪問して学んでまいりました。

資料の2をご覧ください。これは健康長寿ネットからの記事なんですけれども、「全国に広がる富山型デイサービス」とあります。この富山型デイサービスというのは、年齢とか障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域でデイサービスを受けられる場所ということで、ごちゃまぜというかね、赤ちゃんから高齢者まで、そして、障害のある、ないにかかわらず利用できるということで、小規模です。そして、多機能、それと大抵がおうちを改修して施設にされていますので、非常に温かい感じのする、そういった施設でございました。

これは30年前、平成5年7月、惣万さんという方が、3人の看護師さんが、この家庭的な雰囲気のもとで、ケアを必要とする人たちに、在宅サービスを提供したいという思いから、この県内初の民間デイサービス事業「このゆびと一まれ」を開設したとあります。

この惣万さんにも会ってまいりました。本当に気さくな方でして、私も以前、病院で働いたことがあるので分かるんですが、働いていたときに高齢の方たちが夕方になると、うちに帰りたいなって、そういったことを言われた、そういった状況を私も何回も体験していますので、何とかそれを実現できないかということで、この方たちは、まずは行動しようということで、こういう施設を作って始めました。ニーズが始まりです。

今、こういった補助金だとかいろいろなことを作っていくんですが、25年、こういった活動に取り組みましたと、25年かかってこういったのをやるのってなかなかないですよということで、本当に息の長い活動だなというふうに思っていますし、最初はやっぱり市や県もすぐやるよという話ではなくて、結構いろいろな話合いを何回も重ねながら、市そして今、県が動いてるんですね。だもんだから、富山型デイサービスというふうに命名されております。

この裏を見ていただきますと、実際のこの写真があります。本当に子どもさんが窓際にいたり、それから小っちゃい子が床で絵を描いていたり、ソファーには高齢の方が座っていたりということで、写真では、この左端の方が惣万さんなんですけれども、本当に普通のおうちで過ごしているなという形です。

市役所では、この富山型デイサービスについて、動画も作ってまして、20分ぐらい見た

んですけれども、いろいろなところでやっています。富山市で今48か所でこういったことやっているんですが、各施設のところで言われて、へえって思うのが、誰がスタッフで、誰が利用者なのか分からないところがいいんですって言うんですよね。ここにも効用が書いてありますが、高齢者にとっては子どもと触れ合うことで、日常生活の改善や会話が促進する。そして、障害の方にとっては居場所ができることで、自分の役割を見い出し、自立へとつながる、子どもにとっては、他人への思いやりや優しさが身につくということで、ここでは主に食事の時間だとか、そういったことは決められていますけれども、そのほかはやっぱ自分が思い思いの自由に過ごしている。そして、この写真でもありますように、本当にみんなが笑顔なんです。そういったことがすばらしいなというふうに思いました。

そこで質問をいたします。

今やもうこの共生型福祉施設っていうのは、市、県と言いましたけれども、国も推奨してまして、東日本大震災の被災地においても力を発揮したということです。民間の事業者が行うことなんですけれども、こういったものをなかなか今、愛知県では広がってきていなくて、まだ少ししかないですね。ですから、こういったことを市のほうも一応認識していただいて、事業者に進めてほしいと思うんですけれども、見解をお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘の富山型デイサービスとは、介護保険サービスと障害者サービスを一つの事業所が一体的に提供する共生型サービスの一つだと認識しています。介護が必要な高齢者と支援が必要な障害児が同じ場所で過ごすことで、世代間の交流が生まれ、高齢化の介護予防や、子どもたちの情操教育にも役立つなど、一定のメリットがあることは承知しています。

一方で、事業所の職員には、高齢者と障害児の双方に接するためのスキルや、対象ごとに異なる支援メニューの構築などが求められます。

当市としましては、年齢や制度の枠組みを超え、新たな選択肢が増えることは非常に好ましいと思いますが、事業所職員の負担増に加え、事業所の体制や採算の課題などもあり、積極的をお願いするものではないと考えています。

とはいえ、先ほど申し上げたメリットのほか、日頃から利用者が定員に達していない事業所であれば、新たな利用者の確保につながることも期待できますので、これらのメリットを事業所と共有するなど、制度の周知を行ってまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 状況としては理解をいたしました。この惣万さんが言われるのには、やはり縦割りだったり、それから社会にはいろんな人たちがいて当たり前なので、そういった人たち、そうやってまとめてお世話するのではなくて、多様性、どんな方たちも、もうふだんにそこからいるんだということで、障害のあるなしにかかわらず暮らしていくのがいいのではないかとということが印象的でした。

そして、この富山型デイサービスが広がってきた、全国に広がってきたということのバツ

クには、やっぱり富山県が関わっていますね。今ではこの県の事業として人材育成を図っています。ですから、富山市には今48か所なんですけれども、東京や大阪などに普及しまして、現在では3,100か所になっているということです。愛知県では少ないんですけれども、大町にこのような類似した施設が1か所あるということです。私もこういったことについて理解を深めながら、また皆さんと考えていきたいと思っています。

次に3件目、生活困窮者支援についてです。

要旨の1、相談体制と実績について。

福祉課では、福祉総合相談窓口を設置しておりまして、相談体制を強化されてきたというふうに認識しております。今、物価高騰だとか、いろいろなことで経済的に大変、そして、なかなか就職もできなくて大変という方が非常に多いと思いますので、質問をいたします。

この福祉総合相談窓口での、生活困窮相談に係る令和4年度と令和5年度の実績、主には相談件数と取組状況についてお尋ねします。

2点目といたしましては、この福祉総合相談窓口の相談体制、職員の配置状況などについて、2点お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

当市では、平成28年度から生活困窮者に対し、自立相談支援事業を実施しており、令和4年4月からは、福祉課内に設置した福祉総合相談窓口において、対応可能な制度の紹介と、手続の支援のほか、就労可能な方については、就職先の紹介など1人1人の状態に応じた必要な支援を包括的に行っているところです。

窓口における生活困窮に係る相談件数は、令和4年度で385名、延べ560回、令和5年度では1月末時点となりますが、この10か月で387名、延べ1,049回でした。

続いて、職員の配置状況ですけれども、本事業の職員の配置状況としては、正規職員である主任相談支援員が2名、会計年度職員である相談支援員2名と、就労支援1名の計5名です。支援員は相談者とともに課題を共有し、家計の見直しや就労意欲の喚起を図りながら、就労指導を行うなど、自立に向けた伴走型の支援を行うとともに、相談者の同意の下、庁内外の支援関係者間での情報を共有し、各機関の専門性を生かしながら、必要な対応を行っています。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。これもまた非常に件数も多く、大変な状況だと思いますが、でも非常に強化されているなということで理解をいたしました。職員の方につきましては、本当に感謝を申し上げたいと思います。

では、次、要旨の2、きめ細やかな生活支援、就労支援をということです。

先ほど富山市に2月に行ってきたと言いましたけれども、そのときに、滋賀県野洲市も訪れて、会派で視察に行ってきました。

資料の3をご覧ください。野洲市は、非常に前からこの生活困窮の相談については、もう

平成24年頃からずっと取り組んできているところでして、国の様々なモデル事業にもなっている、そういったところです。

資料3で、これは国が示しているものでもあるんですけども、野洲市ではこの真ん中にあります、市民生活相談課というところが、この生活困窮者の相談窓口になっていますし、犬山市で言うと福祉課と、それから産業課で行っています消費者相談、そういったものをこの市民生活相談というところで一手に請け負っているという感じになります。

それで、野洲市は人口5万人の町です。小さいところなんですけれども、ハローワークにもなかなか行きづらいということで、何と市役所の1階にハローワークの相談窓口があって、「野洲ワーク」というふうに書いてあるんですけども、そうやって一定のスペースが取ってあって、予約制で相談できるようになっております。

それから、就労準備支援事業なども、発達支援センターと連携しながらやっているということで、この裏面をご覧ください。どこも国が進めている事業なので、取り組んではいると思うんですけども、やっぱりどの程度丁寧にするのか、その方たちに寄り添ってやるのかというところが非常に大きな問題となってくると思います。

ここでは就労準備支援事業として、社会との関わりに不安がある、そういったことで、直ちに就労が困難な方に対して、生活リズムを整える、コミュニケーションを図ることができるようにするなどといった、日常生活の自立、社会生活自立に関する支援を行いますとあります。

それで、犬山市もこういった就労支援についてはやっていると思うんですけども、この野洲市の場合は、いろいろなことを体験してもらいながらやっていこうということで、ここにも写真が載っていますけれども、これだけでも5種類ですね、農作業とか、調理実習とか、陶芸教室とか、レクリエーションとか、市役所の仕事まで載っているんですけども、こういったことを、すぐ働けなくてもいろいろと体験してもらいながら、だんだん仕事に就いていただこうということになっております。ですから、非常にこういったことの自立支援を計画的に行うということで、非常に犬山市も参考になるのではないかなというふうに思います。

では質問いたします。

この犬山市の生活困窮者に対する、特に食料支援とか、就労支援等の現状の支援状況はどうなっているのか、お示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

当市における生活困窮者への食料支援については、NPO法人セカンドハーベストの協力によるフードバンクを活用し、約3週間分の食料の配布を行っており、令和4年度には43件、令和5年度には40件を実施しました。

一方、就労支援については、就労支援員が相談者の適性に合った求人情報を紹介し、個別に面接対策や、履歴書の作成支援など、きめ細やかな指導を行うとともに、生活困窮者の受

入れが可能な事業所の開拓や、ハローワークとの連携強化にも取り組んでいるところです。

これらの支援により、就職に結びついた人は、令和4年度には29人、令和5年度は1月末時点で24人となっております。

また、離職や廃業により、住居を失うおそれのある相談者には、就職活動を行うことを条件に、家賃補助である住宅確保給付金制度につなげています。住宅確保給付金の支給状況は、令和4年度は9世帯、延べ50か月分、令和5年度は1月末時点で5世帯、延べ15か月分となっております。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 状況として非常に理解しましたし、また就労につなげていただいているということでは、とても成果を上げているなというふうに感じております。

野洲市の職員の方もおっしゃっていましたが、こういった方々は一旦職に就いても、ちょっとしたことでというか様々な理由でそれ続けることが結構困難な、そういったこともあるようですので、息の長いというか、根気よく、こういった支援を続けていただきたいなというふうに思います。

では、再質問いたします。

この生活困窮者に対する生活支援、そして就労支援の今後の市の方向性はどうかになっているのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

生活困窮に関する問題は、経済的な課題のみならず、社会的な孤立や、子育てと介護のダブルケアや、本人や家族の病気により働くことが困難であるなど複合的で、それらが絡み合っている場合が多くあります。

当市においては、複雑化、複合化した市民の支援ニーズに対応するため、世代や属性を超えた相談支援事業や、福祉総合相談窓口を中心とした他機関共同事業など、一体化して行う重層的支援体制整備事業を令和6年度から本格的にスタートします。

このことにより、支援を1部局がワンストップで行うのではなく、関係する多種多様な分野の専門機関が連携することにより、よりきめ細かい計画的な支援を実施していくことを目指します。

生活困窮者の支援としては、令和6年度から、今まで市が直接実施してきた自立相談支援事業を安定的に専門職が配置でき、かつ、資金の貸付事業との連携が図れる社会福祉法人に委託することや、プラン作成に伴う家計改善支援事業や一般就労に向けた準備が整っていないものに対する基礎能力の形成や、規則正しい日常生活の確立のための訓練を行う事業としての就労準備支援事業を新たに実施する予定です。

今後も対象者が置かれている状況を理解し、寄り添いながら、必要な支援が提供できる体制を整えてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございます。重層的な支援事業これも国で取り組んでいることですが、この野洲市では既に令和4年度からこれについては取組をされておりまして、社会福祉協議会と連携しながら、ひきこもりの方たちの支援を行っているということでした。また、今後に期待をしたいと思います。

では、4件目、公共施設のネーミングライツについてです。

要旨の1、ネーミングライツの在り方、検討の経緯について。

ネーミングライツとは、契約により施設の名称に企業名などを冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した企業等から対価を得るものであります。これはアメリカから発祥したものらしいのですが、日本ではスポーツ施設ですとか、大きなスタジアムなど、それから市民会館などで使われておりますけれども、アメリカなんかですと、10年20年という期間が多いらしいのですが、日本では結構短くて3年とか、そういったことで実施をされております。

それで、質問をいたします。

今回、図書館で行われるネーミングライツは、どのような制度で行われるのか、基本的な考え方、そして目的等についてお示しください。

また、ガイドラインなどもあるのですが、ネーミングライツにふさわしくない施設の定義などがちょっと曖昧ではないかなというふうに思っているのですが、その点についてどうなのかお示しください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

当市におけるネーミングライツは、市体育館の愛称を「エナジーサポートアリーナ」に、文化史料館南館の愛称を「IMASEN犬山からくりミュージアム玉屋庄兵衛工房」にした実績があります。

そして、自主財源の確保と持続可能な施設運営を図るため、事業者からの提案で、公共施設の命名権を付与する、犬山市提案型ネーミングライツスポンサー募集ガイドラインを令和4年11月4日から、施行しました。このガイドラインでは、対象の施設をネーミングライツになじまない施設などを除いた、市が所管する施設等としており、なじまない施設の例示として、市役所、出張所等の庁舎、学校、子ども未来園など、過去に公募した愛称がつけられている施設などとしています。

施設の定義を厳密に定めていませんが、これは事業者からの提案の間口をこちらからは狭めないという考えのもとで設定しているものです。実際に事業者からの相談などがあった場合に、意見のすり合わせを行いつつ、様々な影響を想定して、ネーミングライツの対象となり得る施設か、個別に判断を行うこととしています。

また、ネーミングライツを提案できる事業者については、市ホームページや広報などの広報掲載事業者と同様の条件を設けています。

幾つか基準はありますが、主なものでは、風俗営業と規定される業種、消費者金融、法律

等に基づく必要な許可を受けていない事業者、暴力団員等と関わりのある事業者、市税を滞納している事業者などは除外されます。

このガイドラインに基づく手続としては、提案者からの事前相談、提案書の提出、市民などからの意見募集、審査委員会の開催、契約締結に向けた協議という流れとなっています。

ネーミングライツの提案や、契約締結に係る諸経費、施設等に関するパンフレットや封筒などの印刷物の表示変更に係る費用、新規の看板設置や既存の看板の付け替え費用は、提案者が負担することとなっており、契約満了後に原状回復する費用も提案者の負担となります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 制度としては理解をしました。またガイドラインについての説明もそれなりに理解はしております。

犬山市も体育館がエナジーサポートアリーナということで、愛称なんですけれども、ただ、この名前について、それが余りにも強調されてしまうと、犬山市体育館という意味合いが薄れてしまう、あるいは犬山市体育館どこでしょうかというような問合せもあるというようなことも起きております。

企業や、そういった商品名が目立って、施設の機能などが分かりにくくなる可能性や、あるいはまた地域に根差した施設ほど、住民の理解が得られにくいというような留意点があるんですね。

そこで再質問いたします。

今回、図書館をネーミングライツを作るということになってきたわけなんですけれども、このネーミングライツの対象としたのはどのような経緯か。

2点目として、市民の意見にはどのようなものがあったのか。

3点目として、ネーミングライツの料金の設定についてはどうか。

そして、4点目は、市民合意あるいは、議会への説明も結構遅かったと思います。議会の合意がやっぱり不十分だと思いますが、周知方法や時期、そして進め方はどうだったのか。

以上4点について、ご答弁いただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

経緯としましては、先ほど経営部長が答弁しました、令和4年11月の、犬山市提案型ネーミングライツスポンサー募集ガイドラインの策定を受け、財源確保の観点から、市立図書館本館の募集を行いました。

令和5年1月に募集要領をホームページで公表し、令和5年3月15日号の広報犬山に掲載し、募集を行いました。

令和5年12月に、提案者から提案書の提出があったことから、市民の意見募集をホームページ及び市公式LINEで周知をいたしました。

市民意見としましては、賛成・反対それぞれのご意見があり、賛成意見としては、楽しみにしている、制度について丁寧に説明をすれば、市民からの理解も得られるといった肯定的

な意見のほか、否定的な意見としては、金額が安い、図書館にネーミングライツはそぐわない、公共施設として名称が分かりづらいなどのご意見を頂きました。

募集金額につきましては、当市のほかの施設、文化史料館南館及び犬山市道の募集額が、税込み11万円以上であったこと、大阪市内の同規模の図書館が税込11万円以上で募集し、11万円で契約していることなどを参考として設定したものです。

今回の募集につきましては、市の方針として、ネーミングライツに積極的に取り組み、たとえ1円でも自主財源の確保に努めるという考えの下、実施したものです。

周知などの手続については、募集要領を公表し、適正に行いました。ホームページ及び市広報で広く募集し、応募状況については、市ホームページと、議会には全員協議会にて報告をさせていただき、市民のご意見も頂きました。

ネーミングライツ募集全体の進め方として、適切なものであったと認識しています。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 市民の意見にも反対だとかいろいろな意見があったようであります。やっぱりこういったものを進めるに当たっては、市民の合意ということが非常に重要になってくると思っています。

では、次に要旨の2、「図書館の自由に関する宣言」との関わりについて。

図書館というのは、単にその本が読めるですとか、資料を探す場所だけではなくて、きちんとこういった宣言がされております。

資料の4をご覧ください。「図書館は、基本的人権の一つとして知る自由を持つ国民に、資料と施設を提供することを最も重要な任務とする」とあって、そこに1から6番まであるんですけども、特に3番のところを読みたいと思います。「図書館は権力の介入、または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任に基づき、図書館間の相互協力も含む図書館の総力を挙げて、収集した資料と整備された施設を、国民の利用に供するものである」ということで、これは非常に古い規定ですけども、1954年に採択をされ1979年に改定をされております。

そういった中で質問をしたいと思います。

ネーミングライツは、単に命名権を与えるというものばかりではなくて、募集ガイドラインのところには、「スポンサー特典として、命名権以外にも、自社商品の施設内での展示等、内容によっては、特典の付与が可能となります」というふうにあります。だもんですから、ちょっとこういった宣言について、反するというのか、ちょっと私は違和感を持っているんですけども、その点についてはどのようにお考えなのか見解をお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

今回のネーミングライツの募集に当たり、募集要領で、スポンサーは犬山市立図書館の運営や活動内容に関与することはできないと明確に規定しています。その条件で制度の運用をしまいきますので、ネーミングライツは、図書館の自由を侵すものではなく、図書館の自

由に関する宣言に反するものではございません。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 見解としては理解をいたしました。

いずれにしても、市民の合意なくして、こういったものは難しいと思いますので、今後は慎重なことで、それからやはり周知だとか、そういったことについて時期だとか、そういったものについてもしっかりと検討した上で行ってほしいなというふうに思います。

では最後の5件目、施政方針についてです。

要旨1、福祉会館跡地の整備方針と地域住民活用スペースの整備についてです。

施政方針ですので、これは市長に伺いたいと思います。

施政方針の28ページ、下から2行目からですが、**「犬山城については、大手門枳形跡である福祉会館跡地を含む史跡全体の犬山城整備基本計画を令和6年度中に策定するとともに、福祉会館跡地の整備方針をまとめます。併せて地域の集会機能の充実のため、中本町まちづくり拠点施設の2階スペースを改修し、30人程度での集会が可能な地域住民活用スペースを整備します。」**とあります。

この福祉会館跡地の今後について、あるいはこの住民の方の活用スペースについては、市民の皆さんの関心の高いところであります。

そこで、質問いたします。

この福祉会館跡地について懸念されていたこの建物、建築物はできないのではという、この点についての今後の見込みはどうか。

また、住民の活用スペースとして、この中本町まちづくり拠点施設となぜしたのか、その理由について。

それから、2階の改修とありますが、どのように改修されるのか。

以上3点について、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡村議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、整備方針についてです。

1月29日に犬山城管理委員会を開催しました。その冒頭に犬山市の考えをお示しをさせていただきました。その内容については、犬山城の世界遺産登録に向けての考えから、史跡指定の範囲については、福祉会館跡地全域で指定したいという旨の内容の方針であります。お尋ねの建物についてですが、史跡指定内では、建設はしてはならないとされています。でも、全域指定が決まったわけではありません。これから、犬山城管理委員会と犬山城調査整備委員会での審議や、文化庁との協議を進めて、指定範囲や整備内容について、令和6年度中に方針をまとめていきたいと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

次に、地域住民活用のスペースの整備についてです。

当初、福祉会館跡地の活用の方針を振り返ってみますと、福祉会館がなくなってしまう。当然、皆さんが集まる場がなくなった。コミュニティの今後の心配になった。そこで、

史跡のガイダンス機能を兼ね備えた、2階建て程度の建物を建て替える考えをお示しをされてきました。

福祉会館がなくなった今、地域の皆さんが集うことができる場所は必要でありますし、早期に対応していかなければならない課題だと受け止めています。

ですから、跡地の整備方針と並行して、代替案の検討をこれまで行ってきました。その結果として、中本町まちづくり拠点施設を地域住民の活用スペースとして整備していくことをお示しさせていただいたところであります。具体的な内容については、2階の活動室と交流サロンを一体で使えるように、活動室の壁を撤去します。撤去した上で、そのスペースの中に机と椅子を設置して、会議スペースとして整備をしてまいります。

合わせて1階の給湯室の一部を授乳スペースとして利用できるように改修をしていきたいというふうに考えています。

最後に、どんでん館を代替施設として選んだ理由であります。まずは福祉会館跡地から、なるべく近い城下町エリアであること、30人程度の会議、30人程度の人が集まることのできる会議室のスペースが確保できることや、エレベーターが設置されていること、早期の利用開始が可能などとして選定をいたしました。

この改修によって、福祉会館に備わった集会機能の代替となる会議スペースを確保します。あわせて、地域のまちづくり活動を支援、応援する施設として機能強化を図ってまいります。以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 市長、とても分かりやすいご答弁ありがとうございました。城下町は非常に観光で多くの方に来ていただいておりますが、またそこに住む人たちも住みやすいまちづくりというのがとても大事なことだというふうに思っております。

私も今後皆さんと一緒に、こういった城下町、住みやすいまちづくりについて取り組んでいくこと、決意を申し述べまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 12番 岡村千里議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

再 開

午前11時05分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、清風会、久世高裕です。今回7件の一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

最初の1件目、国民健康保険について質問させていただきます。

国民健康保険、犬山市においては、平成30年に大きく国主導で制度改正がありまして、都

道府県単位での負担の平準化を図っていくと、財政の安定化をするということで大きな制度改正がされました。その前まではうまく運営がバランスを取ってやれていたのが、それ以降、急に県単位での負担の平準化ということで、犬山市の負担がかなり重くなる、3割、30%ほどその保険税負担が増えてしまうということになって、段階的にその負担を被保険者の方々に負担していただいていたという現状。それが近年になって、なかなかその負担が軽減することができず、さらに10%程度の増税を続けざるを得なくなってきてから、国民健康保険の運営協議会の中でも、もうこれ以上の負担増は許容できないという意見が、その市民代表の方々からも出てくるようになったという状況でした。

この制度についてはもうずっと議会でも議論してきまして、議会のほうでも、市の当局の方ともかなり認識の共有ができてきていると思っております。今回の質問では、国や県の対応を中心に問いただしたいところなんですけども、今、国民健康保険の客観的な状況としては、令和元年度の国の資料なんですけども、平均所得、国民健康保険の全国的な加入者の平均所得が約1人当たり86万円となっていました。これ後期高齢者医療制度の加入者と同じなんです。後期高齢者の方々は、使う医療費は3倍です。だから、それで同じ所得の方々が負担するというこれも、これはもう制度的には破綻してる状況です。

じゃあ、社会保険のほうは、会社が負担を半分しますし、平均所得でいうと、協会けんぽのほうは、約200万円程度で、組合健保、これ会社員の方々のほうで組合組織しているところは、もうちょっと高い240万円ぐらいと。共済ですね、公務員の方々はさらにもうちょっと高い。

国民健康保険はもうかなり低いけども、負担を強いられているという状況なんで、保険というのはそもそも助け合いなんですけども、お金を持っている方が、緊急でお金を使わなきゃいけない、その方のためにみんなでそこは負担しようということで、リスクを分かち合う仕組みなんですけども、もうこれはちょっと保険としては、ここまで平均所得が低くなると成立していない。だから、時代を経るごとに、保険という建前から、セーフティーネットにもう今性質が変化しているという状況です。

だからもう、国や県の責任は重いと思うんですけども、なかなか国のほうが、はっきり言って、いろんな動画とかで、その医療制度とかの議論を見ている、社会保険料に関しては最近、いろんな党から提案が出てくるんですが、この国保に関してはほとんど触れられない。なんで非常に不満があります。

市の方からそれはもう動かしていかないとこれは動かないだろうということで、ただ一方で、被保険者の方々の負担を何とかしなきゃいけないというところでは昨年、一般質問を行いまして、この議会で審議をしております来年度の当初予算にも、一定程度それが反映されてきているということで、その審議をしていきたいと思っております。これについては本当に当局の方々の対応には、この段階でまず感謝を示したいと思っております。

可決すればいいなというところなんですけども、その一方で、市としてはもうできる努力はもうやっている。だけど、国や県については、今、市長からも働きかけを行っていただけているということだったので、どういう状況かということについてお示しいただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

議員ご質問の中にあつたとおり、平成30年度の国保改革によって、国民健康保険事業の財政運営主体は都道府県単位化され、保険給付費は全て都道府県から交付される代わりに、市町村は県全体の国保事業を賄うための事業費納付金を納付する形になりました。しかし、市町村に課せられる納付金の増加は、それを賄う市町村の保険税に直接影響し、被保険者の保険税負担の急激な増加を抑制するためには、保険税以外の財源が必要となります。

国や県からの負担金、補助金は、市町村の国保事業を支える重要な財源となっており、少しでも多くの財源が得られるよう努力しているところです。そのため、国への働きかけとして、まず昨年7月に開催された愛知県市長会議の西尾張9市市長会議において、市町村に課せられる国民健康保険事業費納付金の負担を軽減するため、都道府県への国庫負担補助の拡充の要望を、犬山市から提案させていただきました。また、急激な納付金負担増が生じた場合に、それを緩和するような新たな補助制度の創設も併せて要望しました。

また、1月の会議では、所得の市町村格差に着目し、保険基盤安定負担金の制度において、都道府県平均よりも所得水準が低い市町村に対して、一定割合を引き上げることにより、保険基盤安定負担金を増額し、格差是正を図る仕組みの導入を要望しました。

さきの都道府県への国庫負担金補助の拡充と、新たな補助制度の創設は、昨年10月に東海市長会を通じ、全国市長会から確認があり、今年6月の全国市長会議で議題となる予定です。また、1月に提出した保険基盤安定負担金の所得格差で補正する提案については、4月の愛知県市長会議で、全市町村に対し増額する要望に修正し、10月の東海市長会へ提案される予定となっています。

西尾張ブロックでは、県下平均より所得水準が低いという共通の地域性もあり、各首長の同意も頂けましたが、県全体となると所得水準が高いところもあることから、全体的な保険基盤安定負担金の増額要望となりました。

今後も継続して国や県に対し、負担金、補助金といった財政的支援をしっかりと求めていきたいと思っています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 答弁ありがとうございます。非常に理にかなった主張で、全国市長会のほうでも議題に上がったり、動き始めているところということで、引き続きこれは努力をしていただきたいと思いますし、我々議会としても政治のほうでこれを働きかけをしていかなければいけないことだと思いますので、またぜひ議会のほうでも国や県に対しての働きかけについては議論を進めていければと思っております。よろしくお願いします。

2件目の質問に移ります。

犬山市民交流センターフロイデの今後についてですけども、9月の決算審議の際に、総務委員会と、あと我々の民生文教委員会のところでも、公共施設の老朽化というか、施設と設備も含めてですけども、かなり傷んできている。それについては持続させていかなきゃいけ

ない。もっとその計画的に手当をしていってほしいというようなことを、意見をつけているんですけども、その中でも一番大きなものはフロイデになるだろうと思っておりました。

今後の財政においても、以前4億8,000万円程度の改修費がかかるということだったんですけども、ただそれ以上に構造体調査をして、どこまでそれが深刻な状況なのかを調べるといことで、さらに増えていくことがほぼ確実じゃないかなと思うんですけども、財政の大きな圧迫要因になっているといことで、これもここでしっかり確認をしておければと思っています。

昨年9月の議会で、補正予算で構造体の耐久性調査の委託業務があつて、2月で調査は終わり、3月15日までの業務発注で報告書が出てくると。それで、それに基づいて方針を決めて、来年度に設計で、令和7年度に改修工事に着手という予定だったと思います。それについて、今どういう状況かお示しをいただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

市民交流センターフロイデの改修方針を定めるため、令和5年9月補正にて、建物の躯体の劣化状況調査等を行う構造体耐久性調査業務委託の予算措置を行いました。本調査業務は、令和5年11月9日から令和6年3月15日を委託期間とし、業務を進めているところですが、現在、躯体のコア抜き作業等が完了し、調査結果のまとめを行っている最中であり、予定どおり3月15日までに調査結果報告書が提出される見込みとなっております。

速報として内容を確認したところ、鉄筋の腐食は見られず、コンクリートの圧縮強度は、設計基準強度を上回っており、問題はありませんでした。

また、プールの塩素の影響による塩化物量も基準値を下回っており、コンクリートの劣化も認められませんでした。

今後は、正式な調査結果報告書が提出された後、令和4年11月から令和5年5月に実施した建物老朽化調査の結果とあわせて、改修方針や範囲、スケジュール等を検討した上で、令和6年度中に改修内容を取りまとめ、工事実施に向けて、まず方向性を決めていく予定です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。腐食が特にというか、今のところ深刻ではなさそうな報告でしたので、ちょっと安心をしております。引き続きその報告を待ちたいと思っています。よろしくお願いします。

3件目の質問に移ります。

災害に強い行政体制についてということで伺いたいと思います。

今回も能登半島地震を受けて、いろんな議員の方から、いろんな観点で質問が出ております。私もずっと議員の業務というか、行政とは何かというそもそも論で考えても、一番大事なことが、災害が起きたときに命、財産を守ることだと思っておりました。その積み重ねが大事だといことで、災害が起きたときには、できるだけ迷惑をかけない範囲で現場に行つて実際に見てくるということをやずっと繰り返していたんですけども、今回もお邪魔に

ならない範囲で、能登町の辺りまで行かせていただいております。

そこでいろんなお話を聞く中で、やっぱり行政体制が確立されているということがすごく大事だなと思っていました。というのは、今どこで災害が起きても、基本的にはいろんな自治体やいろんな組織、自衛隊も含めて、あとは災害ボランティアの方々、すごいんですけど今、ボランティアというにはもうちょっと言葉の定義としては弱いぐらい、もうプロボランティアというような、災害対策の専門家のような方々が全国で結構いらっしゃっていて、そういう方々がすぐに入ってくれる。

ただ、行政機能が麻痺していたり、参集できる職員が少ない状態だと、情報の共有ができてなくて、それぞればらばらに動かざるを得ない。それから支援に行きたいけど、それが効率的に行けなかったり、同じ場所にその炊き出し班が複数行ってしまったりということが起こり得るということで、行政体制をしっかり維持していくことが大事だなと思っているんですけども、要旨1点目として、この応援・受援体制はできているかということで、項目を設けております。

よく受援体制ということは言われるんですけども、応援を受ける体制ですね、あえてここで応援と書いているのは、やっぱりふだんからここで、犬山市近辺で災害が起きていなくても、遠くで起きた場合も職員さん、今回も派遣をしていただいたり、緊急消防隊で行っているんですけども、その応援に行った方々の経験の蓄積が非常に大事だなと思っております。なので、応援に行く体制ですね、どこで災害が起きても行ける体制、そしてその情報をしっかり蓄積していく。あとは人間関係ですね。行った方々が、そのご当地で、ボランティアの方々とか自衛隊の方々と顔の見えるお付き合いをするというのが、非常に重要だと思っていて、災害が起きたときにすぐ、あの人のいる自治体だと言って、駆けつけてもらえると、一人でも多くの人が救えることは間違いないので、そういう体制を作っておくことが大事だと思っておりました。

こうした応援・受援体制については今どのような現状でしょうか、お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

災害時の応援・受援体制については、犬山市地域防災計画において、他自治体及び消防などとの広域での応援・受援体制や、支援物資の受援供給体制、防災活動拠点の確保に関する事項などを定めています。

まず、応援体制ですが、能登半島地震を例にとると、その日のうちに緊急消防救助隊を派遣し、翌日には派遣要請が予想される部署の職員と打合せを行い、要請があった場合の人選や資材等の準備に取りかかりました。

その後、県や関係団体からの職員派遣の要請にはできる限り対応し、被災地の支援に当たっており、2月末までに30名の職員を被災自治体に派遣しています。

次に、受援体制に関しては、支援物資の受け入れ拠点は山の田公園を、受援担当者部門ごとに課長補佐職15名を、応援職員の執務スペースについては、市役所本庁舎2階及び3階の会

議室をそれぞれ定めています。

災害時には、自分の安全を確保しながらまず参集することを職員に対し周知を図っており、例えば、当市で震度5強以上の地震が発生した場合には、基本、職員全員が参集となり、災害対応の業務に就くこととなります。

過去の災害事例や、今回の能登半島地震で現地へ派遣された職員の経験を生かし、職員の平時における災害に対する意識と、犬山市が被災した場合の対応力を高めるために、繰り返し訓練を行うなど、想定外の災害に備えていきます。

しかしながら、災害時に対応すべき業務は膨大であり、全てのことに備えていくには限界があります。まずはやれることを一歩ずつ取り組んでいき、災害に強い体制の構築に努めていきます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。そうですね、今回も30名の職員さんが行っていただいて、かなりの人数の方が現地に行って見てきているということだけでもかなり違いますし、それを報告会を先日も開催していただいて、自分も聞いていて、水の供給できる場所が大事だと、ドライブスルー方式だといいし、2つ口があったほうがいい、非常に具体的で実効性の高い提言が、そこで得られているんで、そういう蓄積を今後も続けていっていただければと思っております。

2つ目の要旨の質問に移ります。

災害ボランティア、こっちはちょっと状況がある程度落ち着いてきて、瓦礫の撤去とか、たくさんの方が来る。主に個人の方が申し込んで対応するときに、窓口となるのが、おおむね社会福祉協議会になる。全国社会福祉協議会のホームページを見ると、それも社会福祉協議会の役割ですよということが明記してありますので、あくまで民間団体ではあるんですけども、これはもう行政機能の一部として、今回質問させていただきたいんですが、民生文教委員会でも今、主に財政面ではあるんですけども、社会福祉協議会が組織体制としてちょっと弱くないかと、もっと機能強化できないかということを議論しているところです。

じゃあ今、災害が実際に起きたというときに、犬山市の社会福祉協議会でそういう対応ができるような状態なのかどうかについて、お尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

大規模災害時には、一日も早い生活再建などの支援が求められるため、全国から集まるボランティアと被災者とのマッチングなどの役割を担う災害ボランティアセンターを、災害対策本部の決定により、市と犬山市社会福祉協議会が協力して設置するよう、犬山市地域防災計画で定めています。

災害ボランティアセンターの設置場所は、南部公民館を候補地としており、その運営については、災害ボランティア支援本部の設置及び運営に関する協定に基づき、市が犬山市社会福祉協議会に依頼することになっています。

災害ボランティアセンターには、市の職員を派遣し、市災害対策本部との間で必要な情報共有や資機材の確保などの支援を行います。

しかしながら、被災の状況によっては、このセンターの立ち上げや運営に多くの人員が必要となります。そのため、センターの運営をサポートする災害ボランティアコーディネーターを養成する講座を、社会福祉協議会と協力して毎年開催しており、今年度は2月に実施し、21名が参加されました。

また、市と社会福祉協議会では、災害ボランティアコーディネーターが円滑にセンターを運営できるよう、先ほどの講座の中で、災害ボランティアセンター運営訓練を実施しています。例年、訓練は市役所の会議室で行っています。

ボランティアの受入れは大変重要であるため、令和6年度は、より実践的な訓練となるよう、南部公民館での実施を考えていきます。

それぞれの組織が連携を強め、役割を繰り返し確認することで、災害ボランティアの受入れ体制のさらなる強化に努めていきます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 今の答弁だと場所は南部公民館で、ただ社会福祉協議会で今事務局があるのはフロイデになるわけですね。臨時に開くということになるんですかね、その本部を。だとすると、ちょっとここは突っ込んで再質問で確認したいところですけども、南部公民館にいざ災害が起きました、仮に、今起きましたというときに、すぐにそこに、すぐというか、1日、2日たってからでも1週間でも、災害はフェーズによるんですけども、例えばリスクがないとかいう状態にはならない。

そこで本部が開けなければ駄目なんで、あと通信機能も重要ですね。だから、携帯の通信回線が確保されてなければ、そもそも機能しないでしょうし、道路が寸断された場合には、恐らくこの本庁舎が本部になるけども、ただボランティアの参集場所は南部公民館という距離的に遠いんで、率直に大丈夫なのかなっていう不安があります。

だから、そういうところの想定はどうなっているのか。南部公民館で本当に本部機能が直ちにできるのかどうか。災害起きちゃったらそんなそれから物資の発注なんかできっこないですから、それはもう準備しとかなきゃいけないんで、あと備蓄もそうですね。そこに大量の人が集まるのであれば、備蓄もそうだし、あと非常用電源、水道、そういった設備類については想定ができてるかどうかにお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の再質問にお答えをします。

先ほどもお答えしたとおり、現在は市役所の会議室のほうでそうした訓練の方を行っているんですけど、来年は先ほど申し上げたように、南部公民館のほうで訓練を行います。そこで、今おっしゃられたようなことも課題として捉えながら、今後どういうふうに対応していくかということを考えていきたいと思っております。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 今の答弁だと、正直できてないのかなということですよね。やっぱり災害というのはもうすぐ起こったら対応しなきゃいけないんで、本当に南部公民館でいいのかということも含めて考えたほうがいいかなと思います。

こちょっと副市長か市長で、予算措置も必要ですからそういうのって、だから、ちょっとこれは急ぎめでやっていただきたいなと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の再々質問にお答えをいたします。

部長が答弁でお答えをした、なぜ南部公民館であるかということは、今の市役所のルール上、ボランティアセンターを立ち上げるのが南部公民館であるという想定をしているからです。だから、今回の久世議員の質問を受けた。そうしたボランティアセンターの立ち上げは、必要だということで、まずその目的地としている南部公民館でやっていこうという思いがあり、武内部長の答弁になります。

その中で、我々も今の社会福祉協議会がそれに対応することができるかということ、事実として確認をしなければならないと思っています。だから、外でやるのではなくて、社会福祉協議会とボランティアの人たちと市役所が一緒になって現場で、本来の現場でやることによって、実際に稼働するのか、課題は何なのかということ、見極める必要もあるの思いで実施をしていきたいというふうにしています。

その上で予算が必要であれば、予算を立てて対応していかなければならないと思っています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。必要性に応じて機動的に対応していただければと思います。

要旨3の質問に移ります。災害関連業務の標準化です。

共通化というよりは標準化のほうが表現としてはいいのかなと思ったんですけど、災害のときに発生し得る業務としては、罹災証明の発行、それから避難所の運営で、物資の受入れとか連絡ですね、そこにも何が来たかとか、どこから来たんだという情報整理だけでも膨大な業務になると思いますし、あとは生活の再建を支援すること、資金面でも生活の資金面とかでもそうですし、それから、被害建物の認定で、結構特定されてくるとは思うんですけども、そういうところで応援職員さんが行っているんで、どういことが応援を依頼した方にやってもらうかということも、その中から特定できてくるはずですよ。

例えばこの間の報告会でも、建物の被害認定はiPadで撮影してやれましたと、これも一つの標準化ですね。iPadさえ対応していただければ、それで基本やれるというのも標準化の一つ。

ほかの業務も、例えば様式を同じにするというだけでもそうですし、あとクラウドシステムで、これから全国の標準化が自治体業務を図られていくんですけども、ただ、罹災証明と

かがそこに入ってるかどうかちょっと微妙だなと思ったんですが、それとも様式が同じであれば入力、ふだんほかの自治体でやってる方が、そのまま業務にスムーズに入れるということで、それだけでも1日、2日、業務がスムーズに流れるだけでも、相当な人が助かるんじゃないかなと思います。そういった標準化に関する準備を、これも平時からやっておくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

現在当市では、罹災証明発行や家屋の被害認定については、デジタル端末やシステムなどは配備しておらず、紙ベースでの対応となります。

今回の能登半島地震で職員を派遣した家屋の被害認定調査においては、石川県が用意したタブレット端末に必要事項を入力し、その端末で被害家屋の写真を撮影すると、自動で被害度合いを判定するというものでした。端末を用いた自動判定や、調査後の写真などの書類整理が簡略化され、効率的に事務を進めることができます。使用した職員の感想では、操作は簡単であったという一方、雨の日は画面が濡れて反応が悪いことや、寒さでバッテリーの減りが早いなどの課題があるとのことでした。

大規模災害時における災害対応業務の中には、石川県と同様に、国や県などが端末を持ち込み、支援業務等を行うことも想定されます。

いずれにせよ、大規模災害時には広域での職員派遣が想定されるため、災害関連業務の標準化は、業務を効率よく進めるためにはとても重要であり、一日も早い復旧・復興のためには欠かせません。

災害対応業務に限らず、平時の業務においても標準化を意識し、災害時に誰もが業務を遂行できるよう、各課の業務における標準化についても研究していきます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。理想的な答弁を頂いたと思っております。

平時の通常業務においても標準化を進めながら、緊急時の業務のスムーズな効率化に努めていただければと思います。

4つ目の質問なんですけども、4件目の道の駅については、施政方針でも市長から、その理由についてもお示しをいただいておりますし、先日3月3日に五郎丸の町内会で市長も挨拶にこられて、自分も聞いておりますけども、かなり誠意のある詳細な説明がそこで行われておりますので、ここでは質問は行わないということで割愛させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） はい、承知いたしました。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。

ここは割愛で、5件目の質問に移りたいんですが、道の駅が白紙ということで、ようやく一歩前進だと思っています。これは決して後退ではなく、五郎丸の町内会でも、その後、僕も言わせていただいたんですが、市長は自分の責任ということをおっしゃっていただいたん

ですけども、これ議会も責任がありますし、全体でやっぱり負うべき責任だと思っております。

じゃあ、これからどうしていくのかということで、3年前に自分も委員会の中で、道の駅についての議論をずっと重ねてきて、道の駅が目的ではないんだ、道の駅は手段なんだ、じゃあ何のための手段なんだ、それはまちづくりのための手段。あの辺りで商業立地を促進するための最初の一步なんだと。じゃあその具体的に何が一步になるんだということで、下水道の整備ということが、かなり明確になってきました。

じゃあ、下水道の整備をやったほうがいいんじゃないかと。道の駅で30億円以上かかるという状況で、財政的にも厳しい。だけど、下水道整備だけだったらそこまでかからない。一番最初は1億5,000万円という数字があったんですけども、それでできればいいですし、だんだんいろいろと高くなっていきますんで、もうちょっとかかったにしても30億円はかからないだろうということで、下水道整備ができれば、沿道サービスで商業立地の促進が図られて、あの辺りは、都市化できる場所なんだということを、市民の方々の中でも、だんだん分かって、共通認識の形成が図られるんじゃないかと。

そうすると、じゃあ、あそこに住宅地を立地していったほうがいいよね。地権者の方々もここはそういう可能性のある場所なんだよねって、駅を造ったほうがいいんじゃないかということが市民全体の中で合意が図られていくんじゃないかということで、一番手取り早い手段というか、一番最初の有効な手段は下水道整備じゃないかと思って、提案というか、問題提起もしていたところでした。なので今回の白紙、そして下水道整備をやる、沿道の商業立地を図る、それから、土地区画整理を促進していくという方向性で僕は全くいいと思っています。

ようやくそのスタートに立ったなというところで、ただ、ここも先のことを想定しながらしっかり議論していきたいと思っているところなんですけども、その区画整理について、まず、あそこは市街化調整区域ということが前提になっていますんで、土地区画整理の場合には、市施行、市が施行する場合と、民間の方々に組合を設立する方法と2通りあります。まず調整区域の場合は、法的には組合施行しかできないというふうに思っております。市のほうは今、どういう認識か。ただ、組合施行を前提としたようなコメントが新聞記事にも出ていたり、議会の中でもそういったことが言われているんで、まずその辺りをどういう施行方法でやるということを考えているのか。

あとは市としては、下水道の整備という言葉があったんですけども、もしかしたらそれは民間がやってくれるかもしれないと思ってはしないかと。区画整理というのはインフラ整備もするんで、だけど、市の施政方針でも語られていることですから、そこは市がやるんじゃないかなと思っていますが、市としては今現状、何をやろうとしているのか、どういう想定で区画整理ということを考えているのかについてお示しいただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

国道41号南側の五郎丸東地区は、国道41号の6車線化の効果を生かした、商業立地、定住人口の確保につながることから、第6次犬山市総合計画において、新たな交流拠点の形成や、新たな鉄道駅、住居系新市街地の整備など、都市的な有効活用を図るとしており、犬山市都市計画マスタープランでは、市街化編入による住居系市街地の形成を検討する区域として位置づけています。そのため、市としましては、これらの計画に基づいて、道の駅に代わるまちづくりとして、将来の鉄道駅を見据えた市街化編入による住居系の新市街地形成を進めていきます。

市街化区域編入に当たっては、道路や上下水道、公園などの都市基盤の整備が必要不可欠であり、整備手法としては、民間事業による開発と、土地区画整理事業が考えられます。

そこで、土地所有者の皆さんの意向が重要であることから、一般的で、県内でも実績が多く、市が関与できる手法である土地区画整理事業に基づいたアンケートを1月に実施したところです。

アンケート結果は、光清議員の一般質問でお答えしたとおり、約7割の回収率で、8割を超える土地所有者の方々が、土地区画整理事業に基づく市街化編入が地域の発展に有効であるという回答を得ております。

また、土地区画整理事業には、議員おっしゃるとおり、市施行と組合施行がございます。市施行は、駅前市街地などで道路に代表される都市基盤の再整備を目的に行われる場合が多く、この地域のように、土地利用の向上を目的に行われる場合は、組合施行が多く占めています。これは組合施行のほうが、土地所有者自身の土地利用意向が反映でき、事業期間も比較的短いためです。また、組合施行とした場合は、民間事業者の持つ資金調達能力、専門的な知識、経験などを活用しながら、組合が行う業務を委託する業務代行方式であれば、土地所有者自身の負担は軽減されます。

なお、組合施行であっても、市のスタンスとしては、事務局として、土地区画整理法に基づく技術的支援や、助成金による事業支援を行い、さらには市街化編入に向けて、主体となって、関係機関への協議を進めていく必要があると考えています。

鉄道駅につきましては、冒頭でも申し上げたように、総合計画や都市計画マスタープランでも、新たな鉄道駅の設置検討がされていることから、将来的な鉄道駅の設置も考慮した市街地形成の計画に盛り込んでいくよう検討してまいります。

いずれにしましても、市としましては、アンケートの結果を踏まえ、民間事業者による開発を待つことなく、必要な経費を予算化し、土地所有者の皆様と一緒に、土地区画整理事業による市街化編入の検討を進めていきます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問します。

最後のほうでいいことちらっと、必要な経費については市もという話だったんですけど、下水道についてちょっと言及がなかったかなと思ったんで、下水道整備についての市の方向性、以前議会でも議論したときに、何か県の計画に入れてもらわなきゃいけない、時間がかかる云々という議論もあったんですけど、市のほうが本気になれば、もっと早くできるんじゃないかなというふうにも思っていましたんで、下水道整備についての市の考えと、最後の

ほうでちらっとおっしゃった、必要な経費についての市の協力というのをもう少し具体的に、もし今現状でお考えがあるのであれば、ここでお示しいただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

下水道整備につきましては先ほど久世議員もおっしゃられたとおり、県の調整等も必要でありますけれども、区画整理、今回進めているまちづくりとは別に、下水道だけでもやっていくという方向性を犬山市としては考えとして持っております。

予算化につきましては、ほかの行っている区画整理、他自治体で行っている区画整理事業などでも、市が財政的な援助ということをやっているというケースもあるということで、そこで具体的に何かということではなく、必要に応じた経費というのを予算化し、進めていきたいというふうに考えているところです。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の再質問にお答えをいたします。

今、部長も答弁をしてくれました。今申し上げたとおり、下水道については市がやっていく、下水道は先行してでも進めていきたいと思っています。その早く整備することによって、新しいまちづくりがまた速やかに移行していく、そんな考えで下水道整備については市が実施していく考えで進めていきたいというふうに思っています。

必要な経費というものは何かと申し上げると、いろいろ開発、まちづくりを進めるに当たって、公園の整備が必要となれば、市も積極的に公園整備に市費を投入して、早期に実現できるように、犬山としても積極的にやっていくという意を込めて、ここにお示しをさせていただいております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。大変希望の持てる答弁で、これをもし民間事業者の方々が聞いていたら、おお、あそこもいろいろやれるんじゃないかという希望につながったんじゃないかなと思います。

必要な支援ということで、例えば技術支援という言葉がさっきも答弁の中にありましたし、あとほかの事例を調べてみると、調査設計費とか事業費そのものに対する支援とか、あとは資金の貸付利子補給、そういったことがあるんで、これも必要に応じてぜひ協議の中でやっていただければと思うんですが、かなり答弁があったのは大きな前進だなと思います。ありがとうございます。

次の6件目の質問に移ります。消防本部本署の移転構想についてです。

令和4年12月に示されまして、どっちみち東のほうに、今の出動時間から1分以上延びるとよくないということで、線路の西側に今集中している。分署も集中してる状況なので、そ

の東側に置かなければいけない。今の到着時間からすると、500メートルから700メートルほど東のほうに移るのがベストというような構想でした。

そうすると、ちょうど道の駅の予定地の辺りとか、区画整理が今考えられているような地域に、そこにどんぴしゃになるんですよ。

今、基盤整備も市でもかなり下水道もやっていくとか、前向きな答弁もあったんで、もうこれも早く進めたほうがいいんじゃないかなと思っています。もう10何年後で、もしこれも地震が起きたときには、消防本部が真っ先に崩れちゃいましたでは、本当にしゃれにならないんで、あとその構想の報告書の中にもあったんですが、緊急消防援助隊が参集する場所があの本署にはないという。農協、JAのところをお借りするような計画になっているけど、それも場所が離れてしまうんで、非常によくないですね。だから、これもかなり緊急性の高いことかなと思っています。構想よりもっと早く、これは基金も今もやっているとこなんで、もうちょっと前倒しでやるべきじゃないかなと思ってるんですが。

これについて、今、どういうスケジュールで、構想の中にはある程度あったんですけども、スケジュールとか、あと予定地をどうするか、土地買収についてはもう先行して進めていいんじゃないかなと思うんですが、消防のほうでは今、どういうふうにする構想というのを考えていらっしゃるのでしょうか

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えをします。

消防本部庁舎は、ご案内のとおり令和4年12月に策定いたしました消防本部庁舎整備基本構想に基づいて、現在の場所からおおむね東の方向へ、500から700メートル移動ということが適当であるということで、それについて検討を進めるとさせていただいております。

したがって、東部といたしまして、現在まだ土地の選定も全然進んでない中で、今回、道の駅の整備、これも白紙、また新たなまちづくりということで、新たな提案をされました。当方としては、先にお示しした基本構想を変えていこうという考え方に現在のところなくて、その基本的な考え方を踏襲しながら、これから関係部署と調整をしながら、いい場所、またいい時期、こういったものを検討していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） これについては、あくまで今構想ではあるんですけども、すごく緊急性が高いと思うんですよ。できるだけ現在地で新たな土地買収なればと思いたいところなんですけども、構想の中にも書かれているように、今の場所だと、式年遷宮方式というか、隣地が全然ない状況なんで、同じ場所で建て替えができない。やっても、消防の出動に影響が出てしまうということで、不可能という言葉もあったので、もう移転するしかないという状況なんですよ。それは分かり切っていることなんで、これは本当に土地取得から前倒しして進めていただきたいなと思います。

では、次の7件目の質問に移ります。屋内型キッズパーク・キッズスペースの候補地選定

についてです。

キッズスペースなのかキッズパークなのかという話も大沢議員の質問のときにもあったんですけども、特に多分ちゃんと区別して語られていなくて、議事録を見ても、その時々で、違う用語で使われているんで、屋内型の遊戯施設ということなんですけども、キッズパークと聞くと、キッズスペースと聞くと、全然スケール感が違う。キッズパークだと、何となく子どもさんがすごく広い建物の中で伸び伸びと、いろんな遊具があって楽しんでいる。公園の中にどーんとある。各務原市のパークブリッジのような施設とか、小牧市のまなび創造館という施設、壮大な施設を思い浮かべたりする。キッズスペースというと、商業施設の中の一角で、ちょっとクッションが置いてあるようなスペースというふうに思ってしまうんで、だいぶ違うなと。

キッズスペースということで、ちょっと定義がつけられているようなんで、キッズスペースという言葉これから使っていきたいんですけども、やっぱ作るなら、いいものを作りたいんですよね。

市長の公約の目玉にもなっていますし、やっぱり犬山のこれからを象徴する施設に、これしなければいけないと思うんで、もう場所についてはやると決めたら、そこでやるしかないと思うんですけども、ただちょっとヨシヅヤさんの2階という言葉があったんですが、ちょっと心配事が多少あるので、そこは整理していきたいなということで、ここで質問させていただきたいと思います。

その2階の部分の面積が1,500平米を想定してるんだったけな、建物を調べると、あそこはキャスタという商業組合さんが造った建物の中で、ホームページを見ると鉄骨造りとありました。昭和63年から営業されている店舗ということで、もう35年近く35～36年たっているという状況です。

鉄骨造りということについて、その耐用年数はどうなのかと見ると、法定耐用年数というものは34年とされています。これが恐らく重量鉄骨だと思うんですが、軽量鉄骨だともっと早い、27年とか。だけど重量と仮定しても、34年なんで、もう既に法定耐用年数に達しつつある。ただ、これが実は鉄筋でしたとかなるともうちょっと長いんですけども、その建物についての現状については調査をされたのかと、あとは空調やトイレに、親子のファミリーで使う前提なので、そういった設備が既にあるのかどうか。

キッズスペースですから、屋内型で、夏暑いときに使いたいんですよね。天候の悪いとき、寒いとき、暑いとき、そういうときに空調がちゃんとばっちり機能するかどうかというのは結構大事な要素なんで、そこで追加の行政投資があるとなると、結構お金かかるんじゃないかなと思ったんです。協同組合なんでいろんな関係者がいますし、結構それで時間かかったりするんじゃないかなと。

あその場所を選定した大きな理由としては、早期にできること、それから建築コストが軽減できるということの2点だったんで、その2点がちゃんと達成できればいいと思うんですけども、そこを確認できてののかなということが心配でしたので、状況はいかがでしょうか、答弁をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 質問にお答えします。

ヨシヅヤにつきましては、登記簿で鉄筋コンクリート造と確認しております。建物は鉄筋コンクリート造で、新耐震基準以降となる昭和63年に建築され、築後36年が経過しておりますが、日本建築学会が示す鉄筋コンクリート造建物の代表的な耐用年数60年とされており、仮に貸借期間を20年と想定した場合でも、十分な物理的耐用年数を有しております。

空調機器をはじめとする各設備については、キッズスペースとして長期間出力を上げて稼働させる前提で協議を進めており、設備の所有者である株式会社ヨシヅヤからは、そういった使用に耐えられるものであるとの回答を得ております。

今後、株式会社ヨシヅヤとの具体的な協議を重ねていくこととなりますが、犬山らしい特色を持った施設としていきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問で、トイレに言及なかったかな。設備という中に入ってるのかなと思ったんですけども、例えば、改修する場合に、ヨシヅヤに今確認したというのは、もし故障があった場合には、どちらの負担でやるかとか、そんな話をするのは早いかもしれないんですけど、ただ結構、今鉄筋コンクリートと聞いてだいぶ安心しました。ホームページの記載がちょっと違ってたんだなと思って。

建物自体は大丈夫じゃないかなと。あとは設備については、どこまで行政でやるか、施設のどの部分を民間でやるかというところを最初に決めておかないと、後でトラブルになるものですから、だから、そういうトイレとかで要望があった場合に、利用者が多くなればなるほど、そういう要望が増えるので、どちらの負担でやるかということなんですけど、ヨシヅヤに確認したというのは、そういう協議まで整っているのかどうか、それともこれからやるのかどうかそれを。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） 久世議員の再質問にお答えします。

まだ詳細は今からというところでございます。今、議員言われますように、トイレというのが、キッズスペースの場合は、一番子どもの目線に立ったリノベートをしていかなあかなというところで、そこについても現地に出向いて、既存のトイレはあるんですね。そこではなくて、そのスペースの中で新しいトイレができるかどうかまで、今、事前リサーチをしています。そういうものを踏まえながら、今後、詳細な検討に入っていくというところでありまして、久世議員も冒頭、何か大きな修繕が発生するということをお話をされましたけど、これ民法の606条の第1項ですかね、賃貸人による修繕等については、賃借人ではなくて、借りるほうではなくて、賃貸人がやるよという民法上の前提もあるものですから、それを踏まえながら、しっかりした協議をして、後年度負担が発生しないような契約を締結できればいいのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 15番 久世高裕議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、清風会、鈴木伸太郎でございます。議長のお許しを得まして、通告どおり質問をさせていただきます。

まずもって元日に起きました能登半島での大地震、被災された皆様、本当にお見舞いを申し上げます。私もこの犬山でいろんなことを考えて、市民のハッピーのために、安心・安全のために頑張ってます。

それでは、今回もたくさんありますので、順次やってまいります。

1件目、1、楽田ふれあい図書館「つばさ」の活用を考えるということで、楽田小学校の改築に合わせて、令和2年6月にリニューアルオープンした図書館です。蔵書2万冊余りで、それほど大きくない、小さな小ぢんまりした図書館ですが、それでも地域の大切な宝だと考えています。

以前は平日も開館していましたが、リニューアル後は土日のみの開館ということで、ちょっと寂しいなと思うところではありますが、利用状況を見ていると、コストを考えれば、それもやむなしかなというところを感じます。

しかし、それに甘んじることなく、利用者を増やしていけば開館日も増えるだろうし、何よりも地域の情報交換の場、情報発信の場、それから図書館としてはやっぱり知の拠点として機能していく場所となるように、いろいろ提案をしていきたいと思います。あわせて小学校の中にある図書館ということで、公共図書館ということで、これも利点だと思って活用していきたいと思います。

そこで、要旨1です。現在の利用状況の推移、それから、それから見えてくる課題解決策等お聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

楽田ふれあい図書館「つばさ」が、令和2年6月にリニューアルオープンをして、およそ4年が経過しました。貸出し冊数については、リニューアルオープン前の令和元年度は8,957冊、オープン後の令和2年度は1万5,211冊、令和3年度は1万8,643冊、令和4年度は1万6,736冊となっております。

また、利用者数については、令和元年度2,157人、令和2年度は3,144人、令和3年度3,916人、令和4年度3,444人となっています。

課題はふれあい図書館の利用率の向上です。貸出し冊数、利用者数ともにさらに増加するようPRに努め、地域における認知度を高めていきたいと考えています。

地域での認知度を高めるためには、楽田小学校の図書館と併設しているという特性も生かして、運動会や授業参観日など、学校行事に合わせて、チラシやPRボードなどによる施設の紹介など、より積極的に行っていく必要があると考えています。

また、関係団体等へのチラシの配布など、その他のPRの手法については、様々な手法が考えられますので、効果が見込めるものから取り組んでまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） ちょっと頭打ちなのかなというふうに私は捉えています。学校で行われる、例えば保護者会とか運動会とか、そういうときに私なんか行くと、パネルをもっと前へ出してPRしてくださいよって言うんですが、図書館の方々、ちょっとおとなしいというか、私、以前、流通業にいたんで、そういうときはチャンスだと思って、ばあっと騒いでお客さんを呼び寄せる仕事をしていたんです。それに比べてやっぱりおとなしいかなと思います。ちょっとずれました。

今ここでは、私はいつも怖い顔して皆さんに語りかけていますが、地域へ行けばいいおじさんですので、便利なおじさんだと思って、もう駅でビラ配りでも私、何でもしますから、図書館を何とかしたいと思っております。使ってください、PRのために。

要旨2です。コンセプト、ビジョンを持っているかということで、実はこの図書館、楽田の図書館、ずっと前から気になっていまして、先月、私がよく行く滋賀県の研修所へ「図書館とまちづくり」というテーマの研修を受けてきました。ずっと受けたかったんですが、コロナとかあっていろいろ受けてなかったのが、やっと行ってきました。もうすごい刺激があって、やっぱり図書館って知の拠点ではあるけれど、本をそろえて貸すだけではなく、そこに人が集まって、地域づくりやまちづくり、人づくり、そんな拠点到すべき場所なんだなということを学んでまいりました。

この図書館がリニューアルするときに、確かにそのワークショップのような専門家の先生もいらっしやって、説明会なんかもありました。あの頃私も、もうとにかく造ってくれる、残してくれるだけでありがたいなと思って、傍観していた立場だったんですが、今から思えば、そこで地域の人間として、もっと図書館づくり、中身づくりに入っていければよかったなと後悔をしておりますが、そんな小ぢんまりした2万冊の図書館、それでもやっぱりそのコンセプトとかビジョンとかあるのではないかと、なければみんなで作ったらどうかと、今からでも、そんな考えを私は地元の人間として持っているんですが、いかがでしょうか、お

考えをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

ふれあい図書館の開館に当たってのコンセプトとしましては、平成30年9月議会で、鈴木議員にお答えしたとおりであります。

1点目は、地域の図書館と学校図書館を同じ空間で運営することで、子どもたちへ日頃学校図書館では目にしない上の世代の本との出会いを演出し、読書の楽しさを伝えること。

2点目は、図書館を活用した学習や読書活動について、図書館司書と学校司書が連携を強化し、市内の各小中学校で展開できる展示方法やレイアウトの研究、授業に役立つ図書の選定、イベントの企画など、学校支援の拠点としての機能を持つこと。

3点目は、新たな図書館活用の可能性を表現する場所として、小規模の図書館だからできる。個性的な取組を実践し、人が気軽に集まることのできる図書館であるということです。

目的とすべき基本コンセプトをその都度変更することは、一貫した図書館運営にぶれが生じるため、引き続き、この基本コンセプトに基づいた図書館運営をしてまいりたいと考えております。

その上で、地域に愛される図書館を目指して、地域の皆様のご意見も伺いながら、それでは一体何ができるか、何をやるべきかということを検討していきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 基本的な考え方は変わらないということで、それなかなか今から変えるのは難しいなと確かに思います。

最後に部長の答弁で、地域に愛される図書館を目指して、地域の皆様のご意見を伺いながら、何ができるか、何をやるべきかを検討していくということだったんで、期待していきますし、我々も協力をしていきます。個性を生かした楽田らしい図書館になるように願います。

その中で、やっぱり最近、新しい図書館というと、小牧の駅前にできて、江南布袋の駅前にできて、数か月前に可児市のショッピングセンター、ヨシズヤの中に、無印のテナントの中にまた新しい図書館ができて、多分そこはまだ皆さん余り行かれたことないと思うんですが、時間があつたら行っていただきたいなと思います。そこはもう本を探すとか調べるとかじゃなくて、自分の興味を見つけるとか、学びたいことを自らここを見つけるみたいな、クリエイティブな図書館でした。

楽田がそういうふうにチェンジするのはなかなか難しいと思うんですが、その学校の中にあるという特性を生かして、要旨3、イベントで楽しくハッピーにということで、要は人が集まってくる、あそこに行きたくなるような仕掛けをしたらどうかということで、イベントの提案をさせていただきたいと思います。

本を貸すだけ、知の提供をするだけではなく、集いの場として、しかも学校の機能を生かしてということで、例えば、すぐそばに、目の前に小学校の駐車場があります。土日なんで余り止まっていません。そんなところにキッチンカーを集めて、食のイベントをしたり、当然

図書館に行けば、関連の食の書籍がずっと特集で並べてあったりとか、同じような場所で、例えば、本やおもちゃの交換会とか、譲渡会を開くとか、それから図書館の中にちょっとした、15坪ぐらいですかね、会議室みたいところがあります。そこで、高齢者が集まるようなコーヒースロンをやったりとか、体育館の中にありますから、これ前からやりたかったんですが、お泊まり図書館とか言って、夏休みの夜に、本を見てもいいし、寝てもいいしみたいなイベントをやったり、子どもたち対象ですけどね。夜の小学校となれば、当然怖い話なんかも絡めてくることもできるし、読み聞かせボランティアによる地域交流、それから楽田にありますんで、楽田の地域の文書を集めた、楽田アーカイブとか、合わせて楽田のほうで年に何回かやっている歴史的なフィールドワークとか連携させたりとか、あと、先ほど言った可児市の図書館へこの前行ったときにいいなと思ったのは、可児市も外国の子どもたちがたくさん住んでいます。国際交流協会が専用のスペースを借りていて、そこで外国の子どもたちの絵とかを展示している。それを定期的に変えれば、そういう人たちが来るし、それが例えば高齢者のサロンの作品展とか、美術サークルの作品展とか、そういうのを一角でやると、図書館に来てくださる方は増えるのかなと。そんないろいろイベントを提案していきたいと思いますが、そういうことについては図書館としてどうなのでしょう。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

今年度、校内運動会の日にブックリサイクルを開催し、多くの方にご利用いただき、楽田ふれあい図書館へ来館するきっかけとすることができました。また、来年度は図書館サポーターによる五色百人一首などのイベント、ボランティア団体による朗読会など、幅広い年代の方が参加できるイベントの計画をしています。

今後も体育館や校庭を使った、小学校ならではの企画や、地域の歴史や地理を学ぶなど、地域との連携、名古屋経済大学とのコラボ企画など、図書館を中心に、地域の人々が気軽に集まる魅力的な図書館を目指すイベントの開催に努めます。

また、地域主催で、ふれあい図書館を活用したイベントを行いたいとご提案がある場合は、ご相談いただければ、学校とも相談して、実現の可能性について検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 個人的に私もヤギを飼ってまして、ヤギの図書館みたいなのを、自宅のヤギの小屋の横でちょっとやろうかなと、私設図書館みたいなのをやろうと、そんなのも楽田で広げていけたらいいなと思っています。その核として図書館があってというようなまちづくりをしたいなと夢見ておりますので、いろいろまた提案してまいりますので、相談に乗ってください。

件名2です。古代近世の楽田の歴史から、今必要な策を考える。ちょっと大きな件名にしてみました。

何度も楽田、もうちょっと何とか盛り上げたいなということで、同じような質問をしてい

ますが、今回こういう視点で質問します。

①本宮山周辺を来なくなる里山にということで、本宮山、ご存じのように、尾張の祖、2,000年前から大縣神社のところに鎮座すると言われております。最近、ハイキングする人が増えてきて、ちょうど今、もっとPRするチャンスだと思っております。

大縣神社、それから信貴山のほうからでも、本宮山の頂上に向かって歩いていきますと、合流点があって、そこに我々、信貴山の展望台と言ってるのが昔からあるんです。多分この中にも楽田小学校の卒業をされた方、何人かいらっしゃると思いますが、まず大体、信貴山の展望台は遠足で必ず行ってるはず。楽田小学校卒業生にとっては、かなり懐かしい、忘れられないスポットなんです。

そこがちょっとぼろぼろで、展望台といっても2階に上がれないとかいう現状でございます。これを修復して、再び展望できるようにできないかという提案でございます。いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

信貴山展望台は、大縣神社から本宮山に向かう道中に設置されていますが、階段を上った展望台の箇所については、経年による老朽化によって、手すりが破損しており、現在は安全上の観点から、ロープを張るなどして使用禁止としています。

展望台に登ることはできませんが、構造物自体がコンクリートでできており、展望台の下部は、雨宿り等の休憩場所として使用可能です。

よって、今後も施設の状況を定期的に確認しながら、基本的には現状での利活用及び維持管理としていきたいと考えております。

一方で、近年は議員ご案内のとおり、多くの方が本宮山への軽登山をされていることや、地域住民の方が周辺の手入れを行われている事例もあるとお聞きしております。

このため今後は、ニーズや地域における利活用の機運の高まり等の状況を踏まえつつ、修繕も含めた維持管理費との費用対効果も見極めた上で、施設の適正な利用方法や在り方について考えてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 基本的には現状での利活用及び維持管理ということだったんで、なかなか展望台復活はちょっとハードル高いのかなというふうに認識をいたしました。

ただ、今回この提案をしたことで、市役所の職員の方々も何名か、実際にじゃあどうなんだったって行ってくださったと伺いました。ここではこれを聞きませんが、すごいいいところだという話を聞きました。

あの展望台、それからその周辺も含めて、今後どういうふうにPR、そして地元で愛される場所にしていただけたらいいか。観光視点ではなく、それ以外のところでも、いろんな課で検討していただきたいと思います。

要旨2です。青塚古墳保存活用計画を策定して、次世代に送るべきということで、質問さ

せていただきますが、青塚古墳、25年ほど前にしっかり整備していただいて、今、地域の人に本当に愛される、子どもから大人まで、すごいよく利用されておりますが、正直言って、25年間、新たに何か整備されたということなく、施設の老朽化もちょっと見えてきたりしているところもあって、もうちょっと何か次のステップへ行きたいかなということで、こういう要旨で言ったんですけれども、地元で愛される、でも、地元だけじゃなく、市内の小学校の子どもたちにも遠足に来てほしいし、そうすると、やっぱり現状よりも何か整備してほしいところが幾つかあるんですが、そういう計画がないかお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

青塚古墳史跡公園は、平成8年度から11年度にかけて史跡整備工事を行い、12年度に供用を開始しました。整備内容としましては、盛土で保護した墳丘にコグマザサを植えて、青い塚のイメージを保持、維持しつつ、つぼ型埴輪のレプリカを並べて、築造当時の様子を再現しました。

墳丘周辺の堀跡には、東側を芝生の体験広場に、西側を湿生植物が生育する修景池として整備しています。

このほかに、東屋やベンチなど、休憩施設も設置し、訪れた方が雄大な古墳を眺めながら、古代に思いをはせていただけるようになっています。

また、青塚古墳の理解促進と、公園利用者の利便性の向上のため、史跡指定地に隣接する場所に、展示室、研修室、レストスペース、トイレを備えたガイダンス施設を建設しました。

このように史跡の整備としては一通り完了しており、現在は管理活用業務を受託しているNPO法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークの精力的な活動や、青塚古墳を見守る会など、地域の皆さんの熱心な取組にも支えられ、良好に管理、活用を行っています。

次に、青塚古墳を訪れる小学校の状況についてですが、令和4年度は小学校から22校の見学があり、そのうち市内の小学校は2校でした。令和5年度は23校で、そのうち市内の小学校は2校の見学にとどまっていますので、改めて市内の小学校に対するPRが必要だと考えています。

今後も、公園部分に関しては、良好な状態を維持しつつ、またガイダンス施設については、老朽化設備の営繕を行いながら、より一層の利活用が図られるよう、取り組んでまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 市内の小学校の遠足が2校ですか。多分あそこ、私も思うんですけど、アクセスがよくないんで、なかなかこう、じゃあどうやって子どもたちを送るんだみたいな課題もあるのかなという気はしますが、何とかやっていただけるとありがたいと思います。

ガイダンス施設の老朽化の営繕等々はしていただけるということでしたので、期待をしております。

要旨3です。楽田城の発掘で町の歴史を学ぶということで、ご承知のとおり楽田城、小牧

長久手の戦いで秀吉の本陣が敷かれた場所でございます、大河ドラマでも、8月第何週か忘れましたが、オープニングで秀吉が楽田城にいるところを見て、おお、字幕も出て、おお、全国区と思ったのはあのときだけでしたが、その楽田城、ここ何か発掘したらどうかという提案です。

いろいろ制約はあると思いますが、何か出てくるかもしれないし、あと、そういうインパクトのあることプラス楽田城、楽田小学校があるところが、お城の城跡だという知らない住民もきっとたくさんいるわけで、そういう方々、それからあそこで学んで巣立っていく子どもたちにも、楽田にはこんなすごい宝があるんだということを再認識していただくためにも、発掘ってすごいインパクトがあるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

楽田城跡の中心部分とされる場所は、楽田小学校の敷地となっており、周辺は民有地で、現状では宅地化が進んでいることから、発掘調査が可能な場所が非常に限定される上、実施のためには、地権者との調整も必要です。

これまでも楽田城跡の付近で住宅開発などが行われる場合には、状況に応じて工事立会いや試掘調査を実施しています。

この試掘調査は、平成25年に楽田小学校の南側の田で、平成30年には楽田小学校の校庭で実施しており、その際は楽田城跡に関連する遺構や遺物は確認されませんでした。

このように調査を行ったとしても、遺構や遺物が確認されない場合もあり、楽田城跡のPRに直接つなげるには、発掘調査は不確実な要素が多いため、PRのためだけに発掘調査を実施する予定はありません。

楽田城跡の周辺には、昔からの地割や地名が残され、当時に思いをはせる場所が多くあります。楽田城跡に関心を持っていただけるよう、まずは本年度から取組を開始した犬山歴史文化プラットフォームを活用し、楽田地区コミュニティ推進協議会をはじめとした関係団体と協働しながら、情報発信に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 発掘は難しいということですが、そうではなく、犬山歴史文化プラットフォームを活用して情報発信してくださるということですので、どういうふうに行くか、期待をしております。

要旨4です。木曽街道の魅力を発信すべきということで、先日、國學院大学の西村先生の講演を私も拝聴させていただきました。西村先生、私が議員になってからずっと何度も何度も、犬山でのお話を聞かせていただいているんですが、大体、街道好きなんだというふうに思っていて、楽田の街道も何度も取り上げてくださっております。

その楽田の木曽街道、木曽街道全体、前回、大沢議員も善師野宿のことを取り上げられていましたけれども、木曽街道、特に楽田の辺りは柵形があったり、それから私が住んでいる追分のところには、稲置街道、犬山へ通じる道への分岐点があって、地名が追分という地名

があったり、それからもう少し北へ行くと、楽田原町内には一里塚があったり等々、いろいろ見どころが集中していると思っております。

先ほど申し上げた西村先生も、この辺りの魅力というのは十分ご承知で、お墨つきをいただいてるんだなと感じております。

これも先ほどの発掘じゃないんですが、地元で生まれて地元で育った人は知ってるけれども、よそから引っ越してきた人とかは、案外知らない人が多いと感じております。そういう方々に魅力を知ってもらうためにも、なお一層、木曽街道をPRすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

木曽街道は旧名古屋城下の清水口を起点として、現在の名古屋市北区を経て、春日井市、小牧市、犬山市に入って、楽田、羽黒、前原、塔野地を通り、善師野から可児市に向けて、中山道につながる街道です。

市内の街道沿いには、石仏や道標、常夜灯など、様々な歴史文化資源が残されており、地域の方々の手で守り伝えられています。これらの歴史文化資源の魅力を、子どもたちをはじめ、より多くの方々に知っていただくため、例えば、先ほど申し上げました、犬山歴史文化プラットフォームの参加団体と協働して、街頭ウォーキングを地区ごとに開催し、市内をリレー形式でつないでいくなど、地域の皆さんと一体となった活動を展開できればと考えています。

この木曽街道のように、地域に残る歴史文化資源の魅力を分かりやすく発信することで、郷土愛の醸成につなげてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 先月、楽田小学校何年生かちょっと忘れましたが、2つの学年で、古代瀬波の里・文化遺産ネットワークの方々による、生徒に木曽街道を歩いてもらって教えるというのが2回あったんです。そのときに保護者にも来てもらって、一緒に歩いてもらって、やっぱりお母さん方は、他市町から嫁いでいらっしゃる方も多いと思うんで、やっぱり知らなかったわっていう声をたくさん頂きました。そんなのも含めて、いろんなプラットフォーム参加団体と協働して、いろいろ企画をして、いつていただきたいなと思います。

今回、件名1も2も、地域をどれだけ知って愛してもらうかというような視点で質問させていただいております。特に件名2は、歴史に関してなんですけれども、何年前、七、八年前に、福岡県太宰府のほうを調査させていただいたときに、やっぱり古くから住んでる人と新しく引っ越してきた人との結節点として、地域にある、そういうちょっとした歴史文化をクローズアップさせてつなげていくということを取り組んでいらっしゃいました。その延長線上に、名古屋経済大学にあるそのプラットフォームもあるのかなと感じておりますので、いろいろ努力をしていただきたいと思います。

それで、要旨5です。小牧市側との連携を提案ということで、何度もこの場所でウォーキ

ングコース、整備してくださいとか、本宮山の遊歩道とか、信貴山の遊歩道とか、いろいろ言っております。今回も似たような内容ですけども、もう小牧と連携したらどうだということですよ。

小牧市もウォーキングコースを紙ベースで作られていて、パンフレットを配布されていますが、小牧はやっぱり犬山のほうまで来ると、例えば楽田の西のほうだと、岩崎山まで来けれども、もうあと目と鼻の先の青塚古墳までは、小牧市のウォーキングマップには載っていないんですよ。

そんなようなことが、犬山と、楽田と小牧の北側との境にいろいろあるんですが、大体小牧側は小牧ですと、犬山側は同じように、犬山側でストップしているんです。小牧長久手の戦いで、一つの戦がそこで行われたんで、もうこんな一緒にしちゃえばいいんじゃないのということで、そういう提案です。いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

ウォーキングは、体力や筋力の維持、生活習慣病の予防などの効果があることから、先日、沼議員のご質問でも答弁させていただいておりますが、平成18年に「ちょこっと歩こう犬山」として、ウォーキングマップを作成しています。

このマップは第5版まで改訂をしながら、市内11か所のウォーキングコースを提案しており、楽田地区では「古代史ロマンコース」として青塚古墳史跡公園とその周辺を歩くコースを設定しているところです。

また、小牧市も健康づくりのため、小牧ウォーキングマップを作成し、小牧市北部、犬山市との境である味岡、岩崎中学校区のエリアには、13のウォーキングコースが設定されています。その中の岩崎地区や久保一色地区を巡るコースは、犬山市にも非常に近く、またこの付近の犬山市側には、青塚古墳や内久保砦、小牧市側には岩崎山砦や田県神社など、様々な名所旧跡が豊富なエリアでもあります。

こうした地域に住む人が、市の境に関係なくウォーキングを楽しみながら、地域の魅力を発見していくということは大変意義深いことと認識しています。

今後は、小牧市の関係部局と情報交換を行うなど、連携の在り方について研究をしてみたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 私ら行政職員じゃない人間からすると、印刷物とかは予算が絡むんで、ちょっと時間がかかるかもしれないですけども、何かすぐできるような気がするんです。ちょっと話ずれますけど、明後日は大縣神社の豊年祭があって、15日には小牧の田県神社でまた大きなお祭りがあって、やっぱり何となくこの時期、一体化するというか、両方お祭りが同じ時期にあるんで、やっぱり行く、行かないみたいな話が、我々はあるんですよ。市の境とかあんまり関係なく、生活文化のことを考えていただければ、これはすぐにもやっていただきたいなと思います。

件名3です。犬山の子ども数と今後の影響を考えるとという質問をさせていただきます。

コロナ等で、いろいろ出生者数が減っているという報道はちょくちょく耳にしますが、犬山はどうかという質問です。

また、もし分かれば地域で分けて見てみたら、どういう状況なのか、ここ数年の動きを教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

令和6年1月31日時点のゼロ歳から6歳までの人口につきましては、6歳児が509人、5歳児が511人、4歳児が467人、3歳児が440人、2歳児が444人、1歳児が378人、ゼロ歳児が353人という状況です。

年によっては多少の増減はあるものの、全体としては減少傾向となっており、ゼロ歳児の人口は6歳児の約69%となっています。

地区別で見ると、6歳児と比較したゼロ歳児の人口は、犬山地区、楽田地区では余り減っていませんが、城東地区、羽黒地区では半減しているという特徴があります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 減っているというのは何となく分かったんですが、今、数字で教えてくださいました。6歳児が509、ずうっと減って行って、現状ゼロ歳児は353ということで、大体6歳児とゼロ歳児、大体3分の2に減っていくのかというふうな答えでした。それから、犬山、楽田は余り減ってないけれども、城東と羽黒は半減しているということで、ちょっと何かちょっと軽い衝撃というか、そういう実態なんだということを知りました。城東は大きな団地があったんで分かりますが、羽黒は何だろうなという気がして、ちょっと不思議な気がします。

ちょっと私、だからこうしろということは今言えないんですが、それはやっぱり専門家である皆様方の仕事であるんで、何かこれ絶対数年後には、じゃあ学校のクラスはどうなんだ、先生の配置はどうなんだ。それ以外にも、例えば地域のスポーツクラブとか、そういうところはもうどうなんだみたいな話になってくると思うんです。そういうところで、今現状、何か課題として、こうしなきゃいけないなっていうようなところはお考えあるのでしょうか、お聞かせください。

要旨2です。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

さきの市民部長の答弁において、6歳児と比較したゼロ歳児の人口が、城東地区、羽黒地区では半減しているとのことでしたが、学校や子ども未来園などの運営には大きくは支障はないと考えております。

子どもの人口減少、いわゆる少子化については、国は我が国が直面する最大の危機であり、少子化傾向に歯止めがかかっていない状況にあると捉えております。当市においても、以前から少子化問題は喫緊の課題であると認識し、各事業に取り組んでおります。

例えば、令和3年度より実施しております、多子多胎世帯に対する子育て支援施策では、少子化対策を踏まえた子育てしやすいまちの取組として、子どもを産みたいと思う人が、様々な理由により産むことを諦めてしまうことがないよう、経済的支援や育児負担の軽減などを進めているところです。こうした施策により、子どもの人口減少幅が少しでも小さくなることを期待するところです。

子どもの人口減少に関する対策は何をすることが有効なのか、明確な答えはありません。しかし、現状はこれまでにないスピードで子どもの人口は減少していることが事実であるため、市としてできる取組を、限られた財源の中で、国の施策とともに進めていくことが必要だと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 国の施策とともに対策を進めていくという答えだったと思いますが、全国自治体いろいろあるわけで、犬山でも今のように城東、羽黒がちょっと6歳とゼロ歳と比較すると半分になっているよっていうところで、個別に見ていくと何かあるような気がしてならないんです。ただ、具体的にじゃあ、ああしろこうしろというのはちょっと分からない。

今、子ども・子育て監が出ていらっしゃったんで、例えば羽黒の子ども未来園を統合するのであれば、それって羽黒だけの問題なのかな。例えば楽田とか、近隣の地域も合わせて考えていくときが必要なかもしれないなと思ったりするわけなんです。犬山独自の、そういう子どもが減ったときに、じゃあどうするかという行政運営のほうは考えていただくよう要望いたします。

件名4です。下水道事業の将来を考えるということで、最近、岡議員と質問内容がかぶることがちょくちょくありまして、今回も浄化槽の導入について質問しようかと思ったら、タッチの差で岡議員にやられました。なので要旨は一つだけです。

下水道事業を今後どうするかということなんですが、私、以前から、何年も前から下水道管路の更新を早くしないと、傷み始めたらもう大変なことになるので、早く積極的に管路の更新とか、共同化を提言してまいりました。今回の能登半島の地震で下水道が普及してるところの復旧はどうなのか、ちょっとそこら辺も非常に注視しているところですが、ひょっとしたら、なお一層強い管、地震に強い管とか、継手にしなさいみたいなふうになると、またお金がかかるんだろうなと思って見ております。

下水道の収入は、大体私の認識ですと受益者からの使用料収入が3分の1、3割、それから他会計からの繰入れが3割、長期前受金戻入が3割ぐらいかなと認識しております。

他会計からの、要は一般会計からの繰入れが3割なんですが、今後人口減とか空き家の増とかで、使用料収入も減るし、それから一般会計の収入自体も減っていくんだろうなと考えております。

加えて、下水道の場合、その経費回収率、要は使用料収入と、その維持管理に係る経費、

これの比率ですが、要はもう使用料収入で、その維持管理費を賄えるようにしなさいという
ような目標があるんですが、こちらのほうが今は犬山67%と、近隣市町だと割と横並びなん
ですが、県平均とか国平均より低い状況であるというところを考えると、ちょっと私として
は下水道料金って現状ではなく、やっぱり値上げせざるを得ないのではないかというふうに
思うわけですが、そのような必要性についてどうお考えかお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

下水道事業においては、経営に要する経費を、経営に伴う収入をもって充てるという、地
方公営企業の独立採算制の原則から、汚水処理に要する費用を使用料収入で賄えている程度
を示す指標である経費回収率について、100%以上を目指すとされています。

しかしながら、現在の犬山市下水道事業では、この経費回収率が令和4年度で67.8%とな
っており、令和3年度の愛知県の平均値を下回っている状況です。

将来の見通しについても、関連施設に係る維持管理費の増加や、人口減少に伴う下水道使
用料の減少などにより、今まで以上に厳しい状況が予想され、経営状況の見直しは喫緊の課
題であると認識しています。

議員ご質問の下水道使用料の今後の在り方については、国からは、下水道事業経営の健全
化のため、現状の下水道使用料の妥当性について検証をすることが求められており、事業経
営改善のため、下水道使用料の改定を実施する自治体も多くあります。

本市においても、附属機関である犬山市下水道事業経営戦略改定審議会に、今後の下水道
事業経営の在り方について、現在ご審議をいただいているところであり、その中で、持続可
能な下水道事業経営のため、地方公営企業としての経営努力と並行し、令和6年度中に下水
道使用料についても議論をしてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 経営状況がなかなか厳しいということは認識されていることは分
かりました。下水道使用料の値上げなんていうのは、我々選挙で選ばれる立場の人間からす
ると、多分なかなか言えないし、なかなか市長も言えないと思うんですが、誰かが言わない
と、これは本当にちょっと将来的には大変なことになるだろうなと思って、今ここで発言さ
せていただきました。やっぱり信念を持って主張していくのが議員の仕事だと思うんで、言
いにくいことも、ちょっと私はこの場で、言わせていただきます。

それで、令和6年度中に下水道使用料について、犬山市下水道事業経営戦略改定審議会
で、それで令和6年度中に議論していただけるということなんで、議論の進展を注視して
まいります。

当然値上げするだけではなく、その前に経営努力ですよ、職員数の適正数とか業務の見
直しとか、当然それがあつての値上げだと思いますので、そこら辺しっかり対応していただ
くよう期待をしておきます。

残り11分で件名5までたどり着きました。件名5、施政方針から考えるということで、①

蟬屋長塚線及び楽田桃花台線整備に並行した東西軸等の整備ということで、平成24年のこの議会で、私と当時議員だった羽黒の市橋元議員が、蟬屋長塚線について初めて触れたと記憶しております。

私への答弁では当時は、計画、要は図面としてはあるけれども、作る予定はないという、つれない返事だなというところだったんですが、市長の演説では、いよいよ来年度、着手に向かってスタートが切られるということで、大いに期待しているわけなんですが、私が平成24年にお伺いしたときには、富岡荒井線が新しく南北に通るところで、危ない、市長も県議時代に私と雨の日も何度も立っていただいた、あの危ない交差点をどうするかと、そこに何とか信号をつけてくれんかと、そのためには蟬屋長塚線を作らなきゃいけないということで、蟬屋長塚線を取り上げたんですが、その交差点、どうなるのでしょうか、お聞かせください。

それとあと、蟬屋長塚線が開通した暁には、今、楽田駅周辺、やっぱり今でも混んでいるんです。それを迂回する車、要は小牧の桃花台方面から来た車が、エナジーサポートの交差点、上小針の交差点を北のほうへ曲がって、その先ほど言った、危ない長塚の交差点を蟬屋方面へ新しい道路を通っていくというルートが考えられる。そうなると、今でさえ、今も混んでいるその上小針の交差点が、もっと混むようになる、右折で。そこら辺どうするか。

さらに、その南、楽田桃花台線、楽田小学校の南ですね、薬師川の狭窄部分、ここも非常に交通上のネックになっていまして、そこら辺どうされるのか。楽田の東西軸ということでお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

初めに、蟬屋長塚線と富岡荒井線との交差点については、令和6年度に着手する予備設計において、交差点の形状や交通規制について、公安委員会と協議を実施しながら検討を進めていきます。

次に、上小針の交差点については、6月議会で鈴木議員にお答えしましたとおり、右折車線を設置するような道路構造を変えるものは、広範囲に及ぶ用地買収と大規模な工事が必要となるため、困難と考えています。

最後に、楽田桃花台線の薬師川西側の狭窄部分については、都市計画道路として整備した当時に、地権者との交渉がまとまらなかったことから、現在のような暫定整備を行っており、将来的な完成形での整備については、現在進めている第3荒井池南付近の整備と合わせて、地権者の動向も含めて検討をしてみたいです。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 蟬屋長塚線と富岡荒井線との交差点については、まだこれからということと認識しました。ほかの案件も含めて、いい答えはなかなか難しいなというふうに思っておりますが、先日、楽田のある町内会の総会で、地元からの要望で、上小針の交差点については改善してくれんかということがありまして、市長もその場にいらっしゃったんで、県議もご存じです。今でさえ混んでいる。それが蟬屋長塚線がいつになるか分かんないけど

も、できたらもっと混むと思いますんで、今のうちからちょっと準備をしてください。

要旨2です。ルールは守るものから変えるもので、何が変わるのかということで、これ10日ぐらい前に多分この質問するよということをお伝えしたと思っていますが、一昨日の中学校の卒業式で、守るものから変えるものということで、原市長のメッセージが、中学校の卒業式のメッセージに入っていました。おお、タイムリーと、やっぱり市長もそれだけ何か思いがあるんだなというふうに思っております。

これは多分市長は、恐らく職員の皆様に、この施政方針では訴えられたというふうに思っています。市長の思いをお聞かせいただきたいということと、それを受けて、じゃあ実際に実務をやっていく職員の皆様は、どうそれを聞いて受けていくのか、職員の皆さんの声を聞かせてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

ルールは守ることが前提です。ルールがあるから、多く人はどのような状況でもルールを守ります。当然間違いではありません。

一方、ルールには作られた目的が存在します。でも、その目的を忘れて、ルール守ることに価値があると思っている人も多くいます。ルールを作ったときはベストだったかもしれない。でも、作ったルールは、そのときの時代に見合った約束事です。それにルールは絶対の正義じゃないと思っています。

だから、市の職員の頑張りとする気とともに、これまでの前例や慣例、当たり前に戻されることなく、ルールは守るものから、変えるものの考えで、市民の皆さんに向き合いながら、何事にも挑戦をしていくとの意を込めて表現をさせていただきました。

その思いと考えると、今回の議会でも議論がされていますが、道の駅整備については白紙としました。でも、これを犬山の課題である商業立地やにぎわいづくり、定住人口の増加につなげていく新しいまちづくりの挑戦もその一つでありますし、今、鈴木議員が質問をされました蟬屋長塚線もそうです。楽田羽黒の弱みである東西軸を強くしていくこと、止まっている流れを新たに作ることで、国道41号とともに、羽黒、楽田をつなげて、新しいまちづくり、地域づくりにつなげていきたいという思いで、蟬屋長塚線は着手をします。でも、これも計画どおりではありません。随分前倒しをして整備を進めているところです。

そして今、中学校の卒業式の話为例に出していただきました。中学校でも変わったことがあるので、それを一つ紹介をしたいと思っています。それは犬山中学校のことです。議員の皆さんもご承知のとおり、今年度、犬山市の事業の中で、主権者教育事業の一つとして事業実施をしています。その内容は何かと言ったら、それぞれの4つの中学校の学校における問題を、それぞれ30万円ずつの予算で、自分たちで政策立案をして、自分たちで投票して、子どもたち自身で事業を決定してもらうというものです。

犬山中学校を見に行きました。その中で子どもたちは5つのプレゼンをしていました。全生徒の投票の結果、何が選ばれたかというと、暑い夏と万が一の災害に備えて、飲み物の自

動販売機の設置が選ばれました。でもこれも本来、公立中学校に自動販売機を設置するという考えはありませんでした。でも、子どもたちの思いや考えが、これまでのルールを変えてしまったと思っています。本当にすごいし、うれしいことです。この一つの動きが、ほかの中学校でも自販機が設置できればという学校もあるというふうに伺っています。

さらに言えば、この主権者教育事業は誰が提案をしたかといったら、若手職員なんです。若手職員の皆さんによる市長提案事業によって、市長が事業決定をしたものです。つまり、若手職員の取組が、学校と子どもたちを動かした、僕はそう思っています。

お尋ねの、ルールは守るものから変えるものについては、何か特定の事柄を捉えて述べたものではありません。物事に向き合うときはどんな場面でも、新しい考え方や視点を常に意識して取り組んでいくからこそ、その頑張りが形となります。よりよい成果を持たせることができる、そんな思いを持って申し述べさせていただきました。そして、その思いは強いものであります。一緒にいただければと思います。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

市長の強い思いを受けて、実現に向けて頑張るだけです。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） いろいろ、昨年度あったことを思い出しつつ質問しました。しっかりやっていただくように期待をしております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 13番 鈴木伸太郎議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時10分まで休憩いたします。

午後2時00分 休憩

再 開

午後2時10分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

16番 柴山一生議員。

◎16番（柴山一生君） 私からは5件、質問させていただきます。

まず最初に、金山越についてなんですけれども、この説が、やはり可児に行きますと非常に強い勢いで残ってというわけがあるわけでございます。この金山越説賛成派と、その反対派とまではいかないかもしれませんが、懐疑的な派の方々と、こういった方々を集めて公開討論会ができないかということを伺います。

やはり私自身もそうですけれども、こういった意見の違いを闘わせることで、一般市民の

方は非常に興味を持つわけですね。恐らく専門家の方々は余りやりたがらないかもしれませんが、我々のような一般の者は、やっぱりそういったバトルがあつてこそ、興味を持つ。自分自身も今回で、この金山越の質問は3回目なんですけど、だんだん歴史に興味が沸いてきたわけです。

この本は、「郷土読本犬山」って言いまして、我々が小学校低学年のときに全校生徒に配られたもので、非常にいい郷土を学ぶ教材だったですね。これができたのが昭和37年なんですけど、私が頂いたのは恐らく昭和41年か2年かその辺りだったと思いますけど、その中に、「慶長4年、1599年、徳川家康が美濃金山城主の森右近大夫忠政を信州川中島へ国がえをしたとき、その城を犬山城主石川備前守光吉に与えました」というふうに書いてあるんですね。そのときそれを私は読んだ覚えはないです。後でだんだん分かってきたんですけども、ああなるほど、そういう話があったんだということです。

しかしながら、この一応当時は通説と言われていたものが、昭和36年から昭和40年までの昭和の大改修によりまして、犬山城を解体して、調査された結果、違った話が出てきたわけです。

それを学術的に見られた方が、この城戸久先生であります。たまたまこの本がネットに出ていましたんで買ったんですけど、これには、42ページの金山越についてというのが、項がありまして、この中で、城戸先生はその金山越に対して疑問符を打たれた方で、その理由というのは、この天守建築が他からの移設、移建と書いてますね、移建ならば、柱や貫に付けられている組み合わせのための番付、符号の類が最小2種類あるはずですよ。最初新築の際にそれと、移築、解体の際の番付の2種であると。ところで、実際には1種類しか見出されなかった。このことは少なくともこの建造物は、かつて解体されたことがないということをおっしゃるものであると言われてるので、金山越が通説であったんだけど、それに異議を唱えられた方が城戸久先生と。

その直接のお弟子さんではないんですけども、その麓先生という方がいらっしゃって、ついこの間、こういった報告書を出されました。令和5年度祭屋台等製作修理技術者会議研修会犬山大会というのがあって、その初日に、麓先生が講演をされている。講演のタイトルは特にはないんですが、犬山城の材料を年輪年代法で見て、何が分かってきたかということをおっしゃっている。

麓先生ははっきりというか、はっきりとは金山越というのはなかったとはおっしゃってないんですけども、ここで、今回の調査で、年輪年代法で分かったことで、城戸先生がおっしゃったことで修正すべき点があったということでおっしゃっていますね。それは、この犬山城というのは、下部の一重、二重のところと、三重、四重のところは別々の時代で作られたというのが城戸先生のと時の話だったんですけども、年輪年代法で調べると、一、二重に使われた材木と、三、四重で使われた材木には、余り年代的な違いはなかったということで、これは恐らく一体的に造られたんだろうということをおっしゃっている。

ですから、麓先生が城戸先生の恐らく直系ではないにしてもお弟子さんではないかと思いますが、しかしながら、金山越が反対であるという立場の方ではないんだろうけれども、ややそちらかなというところですよ。

それで、その後、私、昨年12月3日なんですけれども、可児の地区センターでしたかね、そこに行きまして、広島大学の三浦正幸先生という方がいらっしゃって、この方は城郭の専門家だったかな、その方が美濃金山城と犬山城天守ということでお話しされて、この方からすると、美濃金山にあったであろうこの城というのは、非常に特徴的な城で、犬山城も非常に特徴的な城で、これはまず移設されてきたものだろうということをおっしゃっている。

最近、私はこういった分野、非常に興味が出てきて、こういった講演なんかよく行くようになったんですが、非常におもしろいなど、非常におもしろくなってきたんですね。多くの市民の方も興味あるんじゃないかなと思っております。ですから、ぜひ犬山市として、金山越、本当なのか、そうではないのか、それをテーマにして、一度シンポジウムを開催してはどうか。

前回もそういったことを聞いたんですが、鋭意努力するという程度でありました。今回、本当にぜひやってほしいと思っていますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

柴山議員から詳しく城戸先生や麓先生の学説をご紹介いただきましたので、ちょっと答弁内容と重複するかもしれませんがご了承ください。

令和4年6月議会での柴山議員の一般質問の際にお答えしましたように、犬山城天守が、美濃金山城からの移築であるという説につきましては、先ほどの昭和36年から昭和40年にかけて行われた昭和の解体修理工事の際に調査した結果、移築した場合につけられるはずの番付が当初の1種類しかないことや、釘穴が1つしかないこと、古材を転用、採用した様子も見られないことなどから、建築学的には否定されていると認識しております。

また、平成29年度から令和元年度にかけて、可児市が実施した美濃金山城の発掘調査では、天守台があったとされる主郭東端部において、礎石や柱の穴などの遺構が検出されず、天守の存在は決定づけられなかったという調査結果が公表されています。

こうした状況を踏まえて、少なくとも発掘調査の成果からは、犬山城天守が美濃金山城から移築されたとされる、いわゆる金山越については、移築を裏づける新たな発見はありません。

私どもとしましては、犬山城天守が移築されたものであるかどうかは、公開討論会を実施することで決まるものではなく、学術的な知見や科学的な証拠の積み重ね、また各種調査の成果から判断されるものと考えておりますので、本市として議員ご提案の公開討論会を開催する考えはございません。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） そうだろうと思うんですけれども、一般市民の皆さんの目をこちらに向けるためには、やっぱりそういったことをしなければいけないだろうなと僕は信じております。2回目に聞いたとき、私自分で言ったのをこの間、確認したんですけど、自分でシンポジウムをやるしかないなというふうに思っていますので、何かやろうと思います今

回は。ありがとうございます。

それでは、第2点目、参ります。

2つ目は、襄陽市との姉妹都市交流についてなんですけれども、ついこの間、40周年を迎えましたですね。安倍元首相が2018年の10月に北京で合意してきた青少年交流強化の覚書というのがございます。それを基に、襄陽市の外事弁、外国とのお付き合いをする窓口ですね、この方は本当に一生懸命やっていたらっしゃるんですよ。劉静さんという方なんですけど、非常に一生懸命この交流を進めてらっしゃる方で、今回も向こうからご連絡がございました。

ただ問題は、急な話なんですよ。2か月後に中国に30人、何十人か送ってくれるのかとか、そんな話なんで、ちょっとそれは無理な話なんですけど、今回来ましたのは、この覚書をベースにして、犬山市の青少年を襄陽に送ってくれんかと。航空券代、それから宿泊代、そして向こうでの食事代、向こうでの交通費等全て中国側が持ちますから、ぜひ有為な青年を、青少年を襄陽に送ってくださいというか、送ってくれる意思はあるかということで、最初、犬山市役所に問い合わせたけど、あんまり反応がなかったんで、民間の交流団体のほうに連絡があったということなんですけれども、それで、受けることはいいんですけれども、やっぱり受けると、逆に向こうからまた送られたときに、青少年を、そのとき誰が受けるんかという話もありますので、実は外務省、ちょっと用事があったので外務省の担当官にちょっと話を聞いてきましたら、外務省としては、地方都市同士の交流に助成金を出すということは考えておりませんということなんで、そうなんだろうなと。じゃあ、誰かが頑張って責任を取らなあかんのやろなというのがありますが、そういう状況で、犬山市はどうでしょうか、こういった話があるんですけれども、どのような対応をしてくれるのかお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

海外の友好都市との交流については、行政主導の交流ではなく、市民や市民団体間の交流、民間での経済交流について、必要に応じて支援を行っていく方針としています。

令和5年9月に、襄陽市から、犬山市に在住している高校生、大学生との対面交流を実施したい旨の要望は、同年6月末頃に、襄陽市人民対外友好協会よりご案内をいただいていた。しかし、開催まで期間が短いこと、訪中期間が夏季休暇の時期ではないこと、授業や試験期間とも重なり、学校や生徒の理解を得られることが困難であることから、実現に至っていません。

現在民間で襄陽市訪問に向けた調整が進められているとのことですが、市として広報での周知や大学などとの調整、市長からの親書作成など、可能な支援を検討してまいります。

また、襄陽市から学生訪問団を受け入れる場合、市での旅費などの費用負担は困難であるため、活用できる国などの各種補助金がないか調査研究を進めていきます。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ちょっと再質問させてほしいんですけど、分かりました、そういった基本的な姿勢は前から何度も伺っていますので、それでいいと思います。実質的な交流は

民間でやればいいと僕は思っていますが、やはり向こうからこの窓口として市のほうに、いろんな連絡が来ますよね。そのとき最初に、その劉さんからそのお話が来たときに、ちゃんと中国のほうには、回答はしていらっしゃいましたか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

そのときは、こちらからきちっと回答のほうはさせていただいておりました。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 分かりました。じゃあ、そう理解します。ぜひ、そういった連絡があれば必ず回答していただくことと、もし可能であれば、その民間団体にも連絡を導入していただきたいなと思っております。

それでは、3つ目の質問に参ります。

犬山中学校の南側に用水が流れています。東側にあるのが木津用水、南側にあるのは木津用水から分岐した宮田導水路というものでありまして、これが平成の真ん中頃に、私からすると、なぜか暗渠にされちゃった。

理由を聞いたら、あそこで自殺する人とか、水難事故に遭ったり、あるいはごみが落ちるから暗渠にしましたという回答を、あれは誰から頂いたのかな、ちょっと忘れちゃったけども頂きましたけど、いやあそんなことないだろうな、あれ絶対予算が余ったから適当に使ったんじゃないかなという失礼な話ですけど、そう思ってしまったんですけど、何のために作ったか分かんないんですけど、作ってしまったんで今さら壊せというわけにいかないんで、それをうまく地域にとってプラスになるような使い方をしたらいいなと思ったんですよ。

それで、お近くの方はみんなご覧になったかもしれませんが、私もちょっと写真撮って皆さんにお渡しすればよかったんですけど、今バラスがずっと敷き詰めてあるんですね、あそこは。あれね、バラスだから、もう線路の下みたいな状況がずっと小さな小石がずっと並んでるんですよ。たださえ暑苦しいのにめちゃくちゃ暑苦しいんですね。何であんなので終わっちゃうのかなって。

この間たまたま東京に行ったときに、これも農水省の人に聞いたんですよ。そしたら柴山さん、あんたのほうから断ってきたよと言われて、えっと思ったんですね。どういことですかって言ったら、東海農政局に聞いたら、犬山市は、導水路上の活用はしなくても結構ですと。江南市とか、あるいは川向こうに行って、川向こうも羽島用水というのがあって、その上はみんな上部を活用していると。農水省としては、やはり水がどう流れるのか、どこからどこに行くのかというのを、国民の皆さんにも見ていただきたいので、羽島なんかだと、暗渠の上のところにもまた小さな川を作って、水の流れを見せているんですよというふうにおっしゃったんですね。ああ、そうなんですかと。江南市もやってるはずですよって言われて、ああ、そうでしたかということで、犬山だけがあのままでいいと、簡単に言うと物すごい殺伐な風景なんですね。ああ、あれでいいんだと。なぜそういう判断をされたのか、そのとき

の経緯と、それから、今後、あそこを何か活用する方法を考えてみえるのかどうか。犬山中学校の先生にも聞いたんですよ、校長先生にね。中学校として何か活用する方法ないですかと。いや別にないんですけど、もし何なら駐輪場にしてもいいなとか、あるいは芝生があればいいなとか、そういうことを言われたんですけど、いやまずね、まずなぜあそこを活用しようとしなかったのかと、それと、これからどうされていくのかを、その2つ伺いたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

宮田導水路は、尾張北部及び西部へ農業用水を供給する施設で、当初の水路形式は開水路でしたが、平成18年から平成22年にかけて、蓋を設置する工事が行われ、暗渠化されております。

農林水産省敷地内にある導水路沿いの道路や側溝は、本市が東海農政局から他目的使用許可を得て利用をしております。

委員ご質問の導水路上部については、木津用水から分岐して、木津宮前ちびっこ広場前の沈殿柵までの区間が暗渠化され、上部利用はされていないスペースになっていますが、市は活用する予定はありません。

今後、地元からこのスペースの利活用を要望された場合は、導水路上部という特殊な敷地になりますので、構造上の荷重制約を満たす利用方法や維持管理方法などについて、地元と検討し、その内容を、東海農政局より、他目的使用許可が得られるよう、市が相談や協議を行うこととなります。

また一方、当初のことも、私にはちょっと確認する術が、いろいろ東海農政局とやり取りをしておる中で、一つ分かったところだけご紹介をさせていただきます。

今回の一般質問を受けまして、東海農政局に地元要望があったかというところをお尋ねさせていただきました。その中では、事業計画の中に地元などからは防草対策の要望をしておることが分かりまして、その要望を受けまして、防草シートと、その防草シートが劣化しないように碎石を上に乗っているという状態になっているというふうに伺っております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 地元がそういうふうにおっしゃるんだったら仕方がないなとは思いますが、あそこの風景はね、中学時代、校舎から宮田用水が見えて、ポプラの木があって非常にきれいな流れが、きらきら光ってすばらしかったんですけどね、今それは見れなくなっちゃったということです。

もし何かやるとなれば、農水省のほうも、国が半分出します、県が4分の1、市は4分の1出していただければやりますので、ぜひ何かアイデアを出してくださいとおっしゃっていました。ぜひ私も、地元の皆さんともう一度お話ししながら、もう少し美しい景色になるように頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

次は、4番目は学校区の境目の地域についてなんですけど、私の町内、北三笠町ですけれども、日本紙工の駐車場が宅地開発されまして、33軒建ちました。ついに全部売れました。すばらしい地域になりましたね。若いご夫婦の方がほとんどです。最近、そういった方々とよく話することがあるんですけども、この間もある方が、赤ちゃん抱きながら、「よかったですね、生まれてよかったよかった」って言って、その子がどんどん大きくなって、1歳ぐらいになっちゃったのかな。そのときに保育園に入った。「柴山さん、またもう一人ですわんですよ」って、「生まれちゃったんです」、「それはよかったですね」って言ったら、違う、ごめん。これ5番でした。すみません、5番の話。すみません、4番はほかの方です。

ほかの方と話をしまして、「柴山さん、ここって南小学校なんですか、西小学校なんですか」っておっしゃるもんだから、「いやここは西小学校なんですよ」って。「西小学校ですか、南小学校って近いんですよね」、「近いです、500メートルぐらいです。西小学校だと1キロメートルぐらいあるかな、ここから行くと」、「南小学校、今建て替えてますよね、新しいのに」、「そうだよな」って言って、「南小学校へ行く方法ないですか」とか言われるんですよ。「いやあ、ここは一応西小学校に町内として決まっているんで、難しいかと思いますがけれども、一度ちょっと聞いてみましょうか」ということで、今回の質問になりましたけれども、過去にもやはり境目の地域というのは選択制のところもあったように覚えているんですけども、ここってそういうことができるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

犬山市は、地域とのつながりを大切にするため、通学する学校を町内会単位によって決めています。通学区域の変更は、直近では平成28年度から、前原地区の子どもが通う中学校を、城東中学校から東部中学校に変更しました。その際の経過措置としては、平成30年度までは城東中学校への通学を希望する場合には、城東中学校への入学を認めることとしました。

また、小学校の通学区域の変更は、昭和57年度の犬山西小学校の開校、昭和54年度の東小学校の開校時に実施しており、その際、境目となる地域の一部においては、2年間の経過措置で、変更前の小学校に通うことを認めることとしました。

このように、通学区域の変更の際には、その地域の実情に応じ、一部地域については、変更後の学校に通うことを基本としながら、希望によっては変更前の学校に通うことがありました。

この学校が選択できる期間は、通学区域変更後の一定期間のみに限定しており、通常は通学区域の境目の地域であっても、学校を選択できるといった制度は設けておりません。

ただし、子ども、家庭の事情は様々であり、その事情によっては個別に変更を認めることもあることから、個々に相談があれば検討をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 分かりました。新しく学校ができた場合には、そういった猶予期間

というか、そういうのはあるけれども、新たに住宅ができて、そこがちょうど境目だから選択ができるということはないということで理解しましたんで、ありがとうございました。

それでは、最後の質問に参ります。

先ほどの続きなんですけど、「2人目生まれてよかったね」と。育休退園の話ですね。

「2人目よかったね」って言ったら、「いや実は柴山さん、そんなことないですよ、あんた知らなかったの」って言われて、「何のことですか」って言って、上の子が保育園に通っていて、だんだん保育園にも保育の先生にも慣れてきたと、これは楽しいなと思っていたら、下の子が産まれて、産休のときは、保育園継続して行けるんですけども、これが育休になると、上の子は退園しなきゃいけない。「えっ、そんな制度あったんですか」っていう、ちょっとネットで調べたら、そういうお母さん方からのお悩みのメールというのはもうわんさかあって、やっぱりうちだけじゃなくていっぱいあるんだなと思ったんですけど、これ何とかならんのですかね。

前の山田市長のときに、3歳から2歳に緩和したということなんですよ。だけど、今は2歳で止まっているんですけど、ゼロ歳の子はちょっと考えづらいんですけど、1歳の子なんかは退園しなきゃいけない。前は2歳の子も退園しなきゃいけなかったんですけど、今はね、山田さんのときに変わったので、じゃあ、これどうなんだろう。何とかこれは、もう1年の話じゃない。何か月、半年か、長くても半年かそんなもんじゃないですかね、それぐらいの間に何とかならんかと言ったら、いやあ、保育士がいないんですよって言われて、私は、これは近隣の市町、ちょっと聞いてこなあかんと思って、その日に各務原市役所に行って聞いてきました。そしたら各務原市役所、1番目だったんですけど、そこは、育休退園というのは、何とか解消しましたって言うんですよ。ほう、すごいですねと。美濃加茂に行ったら、まだあったみたいですね、育休退園。可児も、微妙なところだけど、可児はとにかく民間、何か小さな保育所が物すごくたくさんですね、あそこはね。何とかなっているかもしれん、その辺はちょっと分かんないですけど、市としては育休退園だったと思います。扶桑に行ったら、そんなの育休退園に決まってるでしょうと言われて、ああ、そうかと。江南に行ってもそうでしたね。

ですから、犬山が別に特殊なわけじゃない。結構2歳からだもんですから、非常に頑張っているらしいんですけど、もう一押しして、各務原のように、退園しなくてもいいようにできないものかどうか、どうでしょうか、お伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

議員からお話がありました可児市と各務原市の状況を確認したところ、両市とも一定条件を満たす場合は、育休退園することなく、継続して園を利用することができるということです。一定条件とは、育児休暇取得前に、おおむね6か月以上在園していること。さらに、育児休暇の対象となる子が1歳になるまでに復職することが前提で、その条件を満たさなければ、ゼロ歳、1歳、2歳の年齢に関係なく退園となるそうです。

各務原市が0・1・2歳児の育休退園なしを実現できた背景をお聞きしたところ、私立園の施設数の多さを挙げられました。各務原市内には公立保育園5園、私立保育園6園、私立認定こども園10園、地域型保育所事業所、小規模保育所6園、その他認可外保育所施設が12か所、全て合わせると39の保育施設があり、子どもの人口差はありますが、0・1・2歳児の受入れ施設が整っていることが分かります。

当市では、公立保育園13園、私立保育園2園合わせて15園で0・1・2歳児の受入れをしています。

近年、働く保護者が増え、特に0・1歳児の入園希望が増加の傾向にあります。年度途中からの入園希望に対応し、待機児童が発生しないよう、保育士の確保に努め、保護者の就労を保障できるよう努力している状況です。

委員よりご提案の0・1歳児の育休対応をなくすためには、さらなる保育士確保に加え、受入れ施設の整備が必要であり、現状では難しいと考えます。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 再質問をお願いします。

各務原市役所に行ったときに、私、こういった質問したんですよ。保育士を獲得するというのは、どこだって厳しいんですけども、なぜ各務原市さん、何とか獲得できているんですかと言うと、正直言って分かりませんと、だけれども、もしかすると20年ほど前から、公立保育園をどんどん私立保育園に変えていったか、どういうふうか分かりませんが、数的には私立保育園をどんどん増やしていったと、そういう政策転換したんだそうです。そうしたら、結果的に保育士を獲得できるようになったんじゃないでしょうかというふうにはおっしゃっていたんですね。

犬山の場合、僕が知っている保育園は、私立保育園というのは2つだけでしょう。ですから、やっぱりこれ時代の流れだと思うんですけど、保育が必要なんということを言ったら、これはやっぱり酷ですよ、若いお母さん方。やっぱり、そういった、とにかく私立を増やしていくべきだと思うんですけどね。

何とか入りたい方には、ぜひ入っていただけるような、もう少し敷居を低くしていただくのが、僕は頑張っている若い夫婦のためだと思うんですけども、どうでしょうか。子ども・子育て監にお答えいただいてもいいけど、市長でもいいよ。何とか、今、難しいとおっしゃったんだけど、それでは、俺は帰れん、うちに、という話です。何とかならんかね。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員、育児休暇における0・1歳児の退園をなくすことについて、犬山市としてどう考えるかということでもいいですね。

◎16番（柴山一生君） 何とか退園しなくてもいいようにできないか。

◎議長（柴田浩行君） できないかという再質問でいいですね。

答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 柴山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この育休退園、私たち犬山市として、私はもちろん子ども未来課皆さん、全てが意識は強

く持っているということは受け止めていただきたいと思います。

様々要望を頂きながら、柴山議員が聞かれたように、我々もその生の声をお聞きし、これからどうしようということを考えていかなければならないというふうに思っています。

犬山市としては、毎年10人前後の保育士を採用して、増やしていくという目標を持って採用をしているところです。その中で、今日の岡村議員の質問にもありました、今度国がまた4歳・5歳の配置基準を変えることになります。それに我々犬山も対応していかなければならないというお答えを申し上げました。じゃあ、それをどう対応していくのかと申し上げると、今おおむね足りないだろうとされているのは20人ほど見込んでいます。それを二、三年で考えていきますという答弁をさせていただきました。

それは橋爪・五郎丸の新しい子ども未来園ができるということと、羽黒に民設民営の保育園ができる、それを見込んで我々は二、三年をめどに何とかしたいというふうに思っています。その中で、今申し上げていただいた育休退園にも向き合っていかなければならない課題だと受け止めています。

ですから、柴山議員もお話をされたとおり、2歳の育休退園はなくなりました。令和2年4月からだったと記憶をしています。ですから、我々としても段階的に育休退園の解消ができないかということも含めて考えていきたいというふうに思っていますし、そうした議論を重ねていますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 16番 柴山一生議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

来週11日午前10時から本会議を再開いたしまして、議案に対する質疑を行います。

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時49分 散会